

### 3.2 社会的状況

#### 3.2.1 人口及び産業の状況

##### (1) 人口の状況

上越市及び柏崎市の過去5年間における人口及び世帯数の推移を表3.2-1に示す。過去5年間の人口の推移を見ると、上越市、柏崎市ともに減少傾向にある。

表3.2-1 人口及び世帯数の状況

		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
上越市	人口(人)	193,777	191,835	189,881	188,047	185,953
	男(人)	94,570	93,656	92,826	91,929	90,979
	女(人)	99,207	98,179	97,055	96,118	94,974
	世帯数	75,400	75,881	76,359	76,744	77,205
柏崎市	人口(人)	84,790	83,826	82,403	81,526	80,145
	男(人)	42,159	41,669	40,981	40,556	39,906
	女(人)	42,631	42,157	41,422	40,970	40,239
	世帯数	34,975	34,887	34,899	34,886	34,810

注：各年10月1日現在

出典：にいがた県統計BOX(新潟県HP)

##### (2) 集落の人口及び世帯数

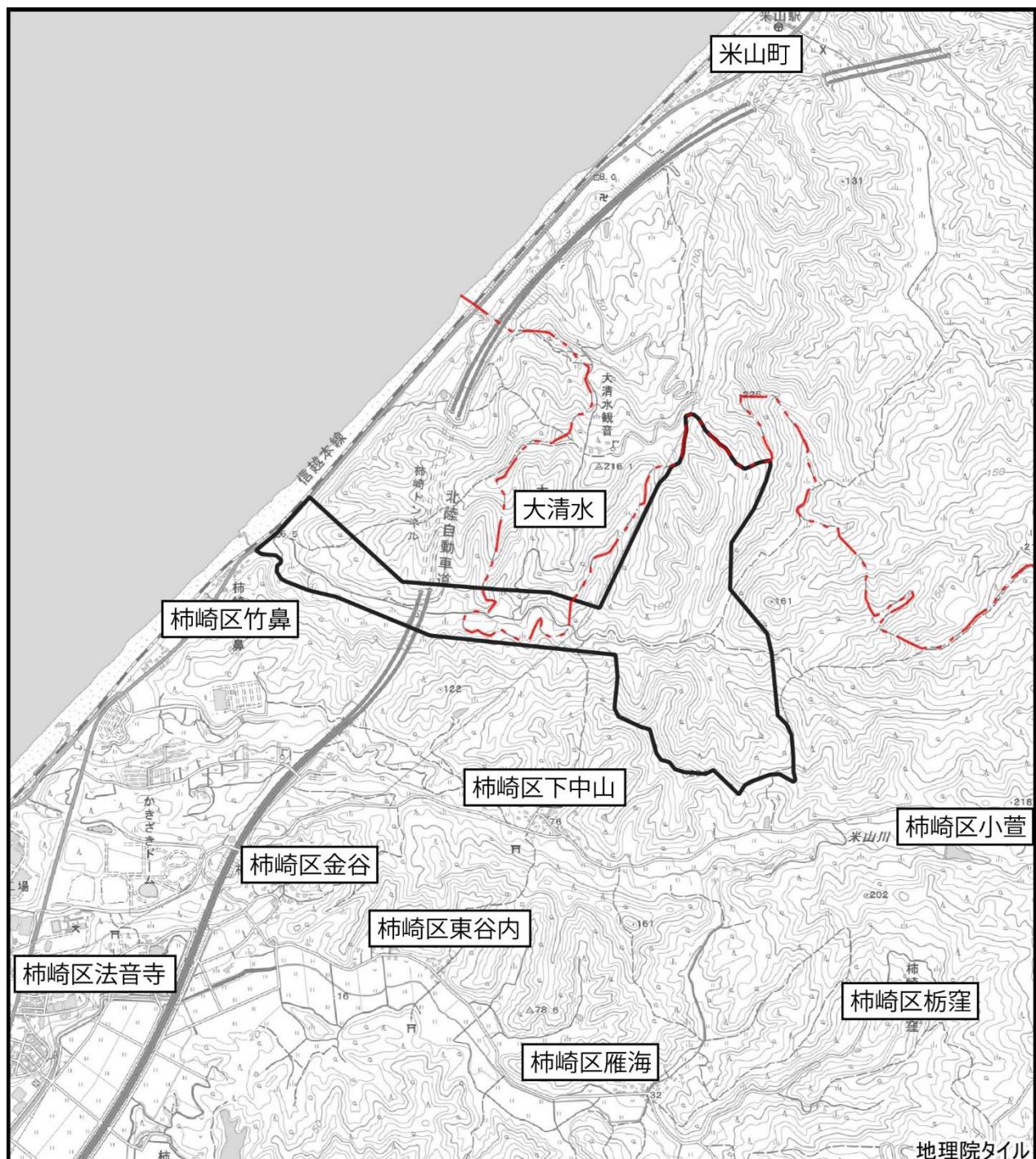
対象事業実施区域周辺の町字別人口・世帯数を表3.2-2に、集落の分布状況を図3.2-1に示す。対象事業実施区域は柿崎区竹鼻及び柿崎区下中山、柏崎市大清水地区に立地している。なお、大清水地区は人口、世帯数とともに0である。

表3.2-2 対象事業実施区域周辺の字別人口・世帯数

市名	町丁字名	人口(人)	世帯数(世帯)
上越市	柿崎区竹鼻	53	18
	柿崎区法音寺	120	41
	柿崎区金谷	57	18
	柿崎区東谷内	53	18
	柿崎区雁海	18	7
	柿崎区栃窪	0	0
	柿崎区下中山	31	12
柏崎市	柿崎区小萱	3	3
	米山町	328	141
	大清水	0	0

注) 令和5年3月31日現在 (外国人を含む)

出典：上越市住民基本台帳、柏崎市住民基本台帳



## 凡 例

図 3.2-1 集落の分布状況



対象事業実施区域



市境



1:25,000

0 250 500 750 1,000 m

### (3) 産業の状況

#### 1) 産業分類別就業者数

上越市及び柏崎市の産業大分類別従業者数及び事業所数を表 3.2-3 に示す。

上越市の従業者数は 91,725 人であり、産業別では第三次産業が全体の 66.0%と最も多い。また、事業所数では、8,926 事業所のうち第三次産業が 77.7%と最も多い。

柏崎市の従業者数は 38,609 人であり、産業別では第三次産業が全体の 65.5%と最も多い。また、事業所数では、4,140 事業所のうち第三次産業が 77.3%と最も多い。

表 3.2-3 産業分類別就業者数及び事業所数

	上越市 (R3. 6. 1)		柏崎市 (H28. 6. 1)	
	事業所	従業者	事業所	従業者
総数	8,926	91,725	4,140	38,609
第1次産業	170 1.9%	2,079 2.3%	46 1.1%	462 1.2%
農業・林漁業	-	-	46	450
漁業	-	-	2	12
第2次産業	1,823 20.4%	29,090 31.7%	893 21.6%	12,859 33.3%
鉱業、採石業、砂利採取業	4	194	6	46
建設業	1,245	11,547	528	4,064
製造業	574	17,349	359	8,749
第3次産業	6,933 77.7%	60,556 66.0%	3,201 77.3%	25,288 65.5%
電気・ガス・熱供給・水道業	15	217	5	576
情報通信業	57	653	23	283
運輸業、郵便業	211	4,617	62	1,376
卸売・小売業	2,109	18,954	940	6,998
金融・保険業	130	1,671	53	594
不動産業、物品賃貸業	392	1,624	203	437
学術研究、専門・技術サービス業	379	2,279	135	872
宿泊業、飲食サービス業	913	7,697	573	3,158
生活関連サービス業、娯楽業	853	4,615	381	1,574
教育、学習支援業	220	1,691	130	777
医療・福祉	691	9,125	269	5,267
複合サービス業	92	1,120	47	533
サ一ビス業	871	6,293	380	2,843

出典：上越市統計要覧（令和4年版）、柏崎市統計年鑑（令和4年版）

## 2) 農業

上越市及び柏崎市の農家数を表 3. 2-4 に示す。上越市は販売農家、柏崎市は自給的農家が多い。

表 3. 2-4 販売農家数及び自給的農家数

(令和2年2月1日現在 単位：戸)

市名	農家数		
	総農家数	販売農家	自給的農家
上越市	4,882	2,881	2,001
柏崎市	1,649	682	967

出典：上越市統計要覧（令和4年版）、柏崎市統計年鑑（令和4年版）

## 3) 林業

上越市及び柏崎市における所有形態別林野面積を表 3. 2-5 に示す。上越市の林野面積は、国有林が 4,604ha、民有林が 49,782ha となっている。柏崎市の林野面積は、国有林が 203ha、民有林が 28,574ha となっている。

表 3. 2-5 所有形態別林野面積

(令和2年2月1日現在 単位：ha)

市町村	国 有			民 有						私有 <sup>4)</sup>	
	計	林野庁	林野庁以外の官庁 <sup>1)</sup>	計	独立行政法人等 <sup>2)</sup>	公 有					
						計	県	森林整備法人(林業・造林公社)	市町村	財産区 <sup>3)</sup>	
上越市	4,604	4,056	548	49,782	353	3,227	246	1,177	1,804	-	46,202
柏崎市	203	203	-	28,574	278	2,921	132	360	2,429	-	25,375

1) 林野庁以外の国の機関をいい、例えば財務省等の省庁が所管している林野をいう。

2) 独立行政法人、国立大学法人、特殊法人が所有している林野をいう。以前の緑資源機構、緑資源公団、森林開発公団。

3) 地方自治法に規定する財産区をいい、市区町村合併の際、集落や旧市区町村の所有していた林野について財産区を作り、地元住民が使用収益している林野をいう。

4) 個人、会社、社寺、共同(共有)、各種団体・組合等が所有している林野をいう。

資料 農林水産省大臣官房統計部「世界農林業センサス」「農林業センサス」「農林業センサス累年統計書－林業編」  
出典：新潟県統計年鑑 2022

#### 4) 漁業

上越市及び柏崎市の主とする海面漁業種類別経営体数を表 3.2-6 に示す。

表 3.2-6 主とする海面漁業種類別経営体数

市名	経営体数	底びき網	船びき網	まき網	刺網	釣り	その他の網漁業	小型定置網	採貝・採藻	その他の漁業
上越市	55	1	1	-	27	21	-	-	3	-
柏崎市	24	-	1	-	18	2	-	-	3	-

※資料 漁業センサス（平成30年11月1日現在）

出典：上越市統計要覧（令和5年版）、柏崎市統計年鑑（令和3年版）

#### 5) 商業

上越市及び柏崎市における商業の概況を表 3.2-7 に示す。上越市及び柏崎市の年間商品販売額はそれぞれ 4,332 億円、1,573 億円である。

表 3.2-7 商業の概況

市名	合計			卸売業			小売業		
	事業所数	従業者数 (人)	年間商品販売額 (百万円)	事業所数	従業者数 (人)	年間商品販売額 (百万円)	事業所数	従業者数 (人)	年間商品販売額 (百万円)
上越市	2,109	14,768	433,234	424	3,630	202,507	1,685	11,138	230,727
柏崎市	837	5,624	157,324	151	962	65,820	686	4,662	91,504

※平成28年6月1日現在。年間商品販売額は平成27年1月1日から12月31日まで。

出典：新潟県統計年鑑 2022

#### 6) 工業

上越市及び柏崎市における工業の概況を表 3.2-8 に示す。上越市及び柏崎市の製造品出荷額はそれぞれ 6,026 億円、1,876 億円である。

表 3.2-8 工業の概況

市名	事業所数	従業者数 (人)	現金給与総額 (万円)	原 材 料 使 用 額 等 (万円)	製造品出荷額等 (万円)	付加価値額 (万円)
上越市	329	17,448	7,467,463	30,168,669	60,260,479	26,650,677
柏崎市	196	8,282	3,526,783	10,057,927	18,769,260	756,275

※資料 工業統計調査、経済センサス-活動調査（令和2年）

（事業所数、従業者数は令和2年6月1日現在、現金給与総額、製造品出荷額等、付加価値額は令和元年1月～12月実績）

出典：上越市統計要覧（令和4年版）、柏崎市統計年鑑（令和4年版）

### 3.2.2 土地利用の状況

上越市及び柏崎市の地目別土地利用面積を表 3.2-9 に示す。上越市で最も面積の広い区分は雑種地その他で 44.0%、2 番目は山林で 25.2%、柏崎市で最も面積の広い区分は雑種地その他で 52.0%、2 番目は山林で 28.6% を占めている。

対象事業実施区域周辺の都市計画用途地域の指定状況を図 3.2-2 に示す。対象事業実施区域内は用途地域に指定されておらず、最寄りの用途地域は対象事業実施区域の南西約 1.3km に位置する工業地域である。

表 3.2-9 地目別土地利用面積

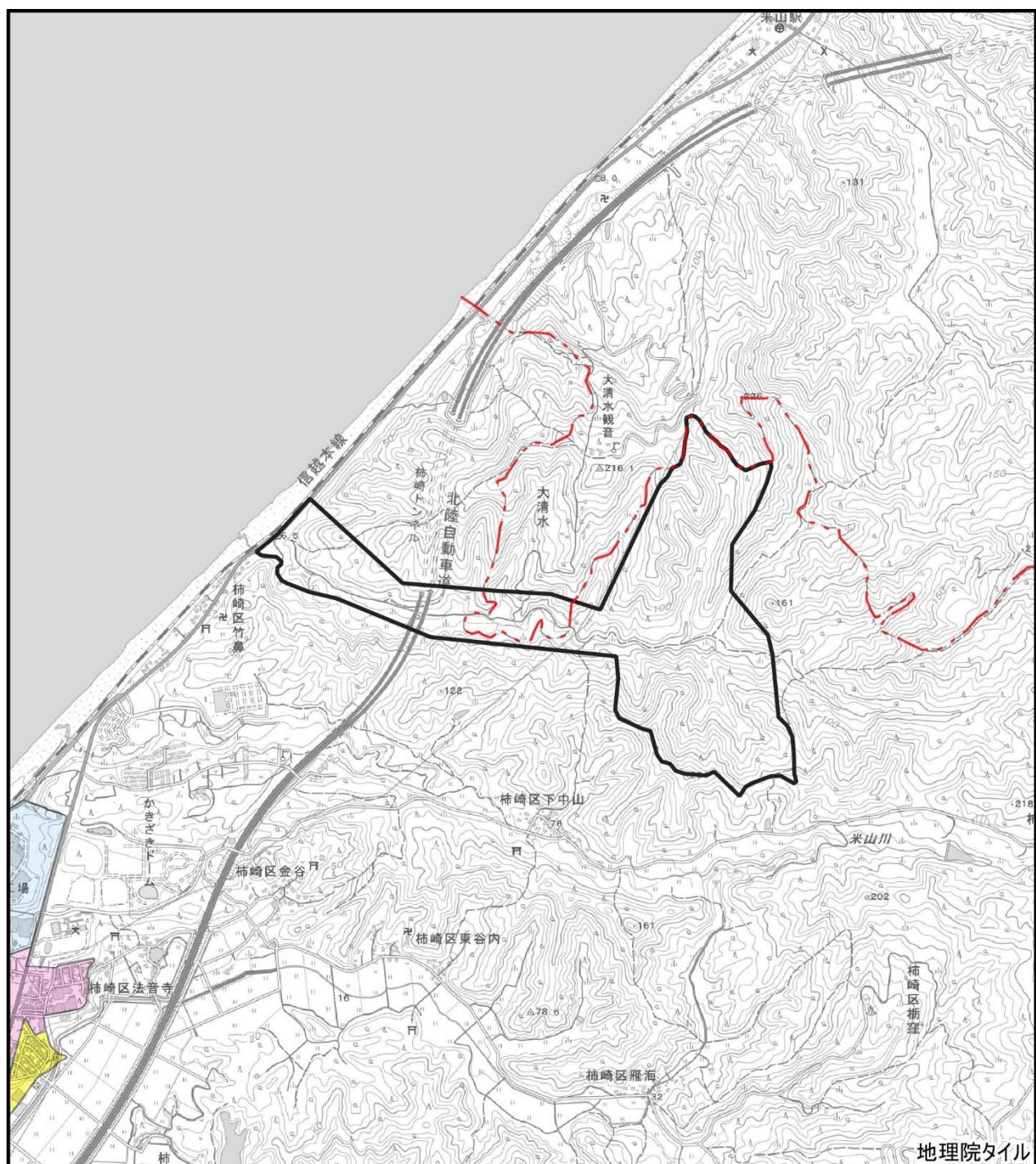
市名	総 数	田	畠	宅 地	池 沼 <sup>1)</sup>	山 林	原 野 <sup>2)</sup>	雑 種 地 そ の 他
上越市	97,389.0	17,232.6	2,582.2	5,306.1	238.6	24,543.9	4,613.8	42,871.8
	100.0%	17.7%	2.7%	5.4%	0.2%	25.2%	4.7%	44.0%
柏崎市	44,203.0	4,904.2	966.3	2,240.8	34.7	12,624.1	427.2	23,005.7
	100.0%	11.1%	2.2%	5.1%	0.1%	28.6%	1.0%	52.0%

注) 1. 数値は固定資産評価地積と評価外地積の合計である。

2. 1)は鉱泉地と池沼の合計、2)は牧場と原野の合計である。

3. 数値は県市町村課「固定資産の価格等の概要調書」による（令和4年1月1日現在）。

出典：新潟県統計年鑑 2022



## 凡 例

- : 第一種住居地域
- : 準工業地域
- : 工業地域

出典：上越・柿崎都市計画総括図変更箇所図（新潟県、令和5年）

対象事業実施区域    市境

図 3.2-2  
都市計画用途地域の指定状況



1:25,000

0 250 500 750 1,000 m

### 3.2.3 河川、湖沼の利用並びに地下水の利用状況

#### (1) 河川及び湖沼の状況

##### 1) 河川・湖沼の状況及び漁業権の設定状況

対象事業実施区域及びその周辺の河川及び湖沼の状況は図 3.2-3 に示すとおりである。

対象事業実施区域では普通河川である万蔵川が対象事業実施区域を西に貫流しており、対象事業からの排水の放流先となっている。万蔵川は対象事業実施区域外に出た後、区域の南縁に沿って西流し日本海へと注ぐ。対象事業実施区域周辺では米山川、オガチ川等の二級河川が存在している。対象事業実施区域周辺には溜め池等は複数分布するが、主要な湖沼はない。

対象事業実施区域及びその周辺の内水面には漁業権及び水産資源保護法に基づく保護水面の設定はない。

##### 2) 河川水の利用状況

対象事業実施区域周辺の河川水の利用状況を表 3.2-10 及び図 3.2-3 に示す。

対象事業からの排水の放流先となる万蔵川は水道水源として利用されておらず、工業用水の取水も行われていない。農業用水については、地元からの聞き取り調査によると水田用として取水が行われている。

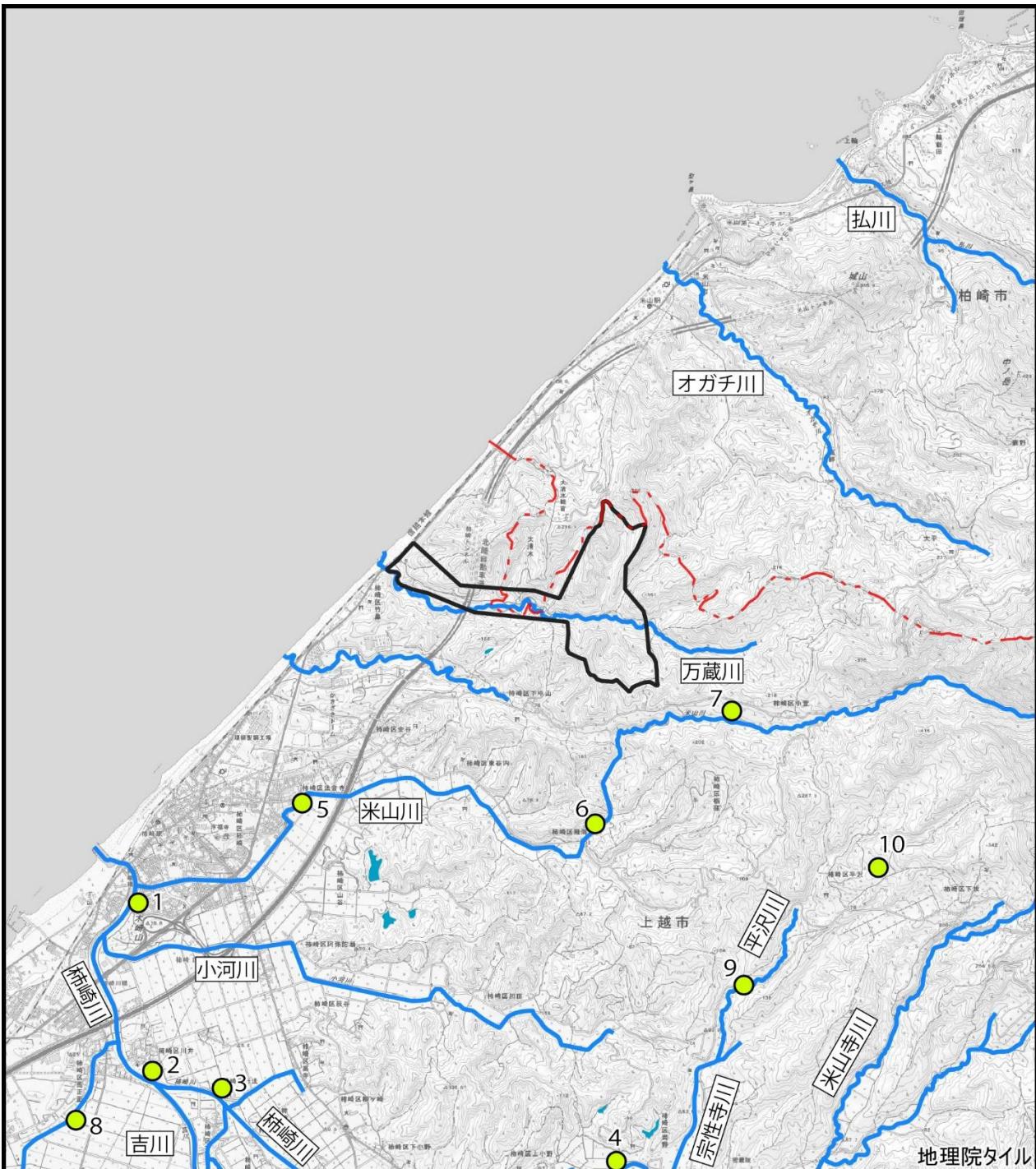
対象事業実施区域周辺では米山川等で農業用水の取水が行われており、工業用水の取水については対象事業実施区域周辺では行われていない。

表 3.2-10 対象事業実施区域周辺の農業用水の利用状況

河川名	番号	用水名称	管理者の名称	かんがい面積(ha)	取水量(m <sup>3</sup> /sec)		
					最大	常時	水利権水量
柿崎川	1	柿崎第一揚水機	柿崎町土地改良区	54	0.199	0.138	0.199
	2	川井揚水機	柿崎町土地改良区	40	0.24	0.12	0.24
	3	行法川井揚水機	柿崎町土地改良区	30	0.18	0.09	0.18
	4	初田頭首工	柿崎町土地改良区	207	1.24	0.64	1.24
米山川	5	西の脇頭首工	柿崎町土地改良区	50	0.3	0.15	0.3
	6	宇畑田堰	柿崎町土地改良区	18	0.079	0.04	0.079
	7	八幡堰	竹鼻部落	12	0.073	0.037	—
赤川	8	馬正面揚水機	柿崎町土地改良区	75	0.205	0.205	—
宗性寺川	9	大沢江頭首工	柿崎町土地改良区	48	0.258	0.129	—
	10	炭屋用水江堰	平沢部落	12	0.072	0.039	—

注：表中の番号は図 3.2-3 に対応する。

出典：関川姫川地域主要水系調査書（国土庁、昭和 62 年）



凡例

- : 河川
  - : 湖・池等
  - : 農業用取水口

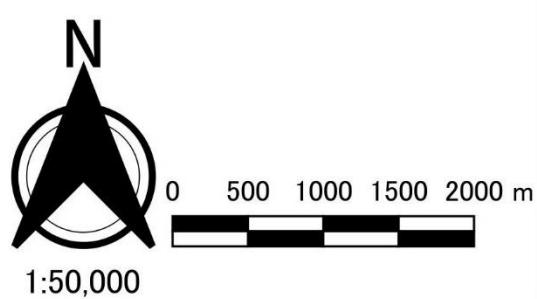
図中の番号は表 3.2-10 に対応する。

出典：上越地域振興局地域整備部管内図（令和5年、新潟県）  
柏崎地域振興局地域整備部管内図（令和3年、新潟県）  
関川・姫川地域主要水系利水現況図  
(国土庁、昭和62年)

○ 対象事業実施区域

— 市場

### 図 3.2-3 河川及び湖沼の分布状況と農業用水の利水状況



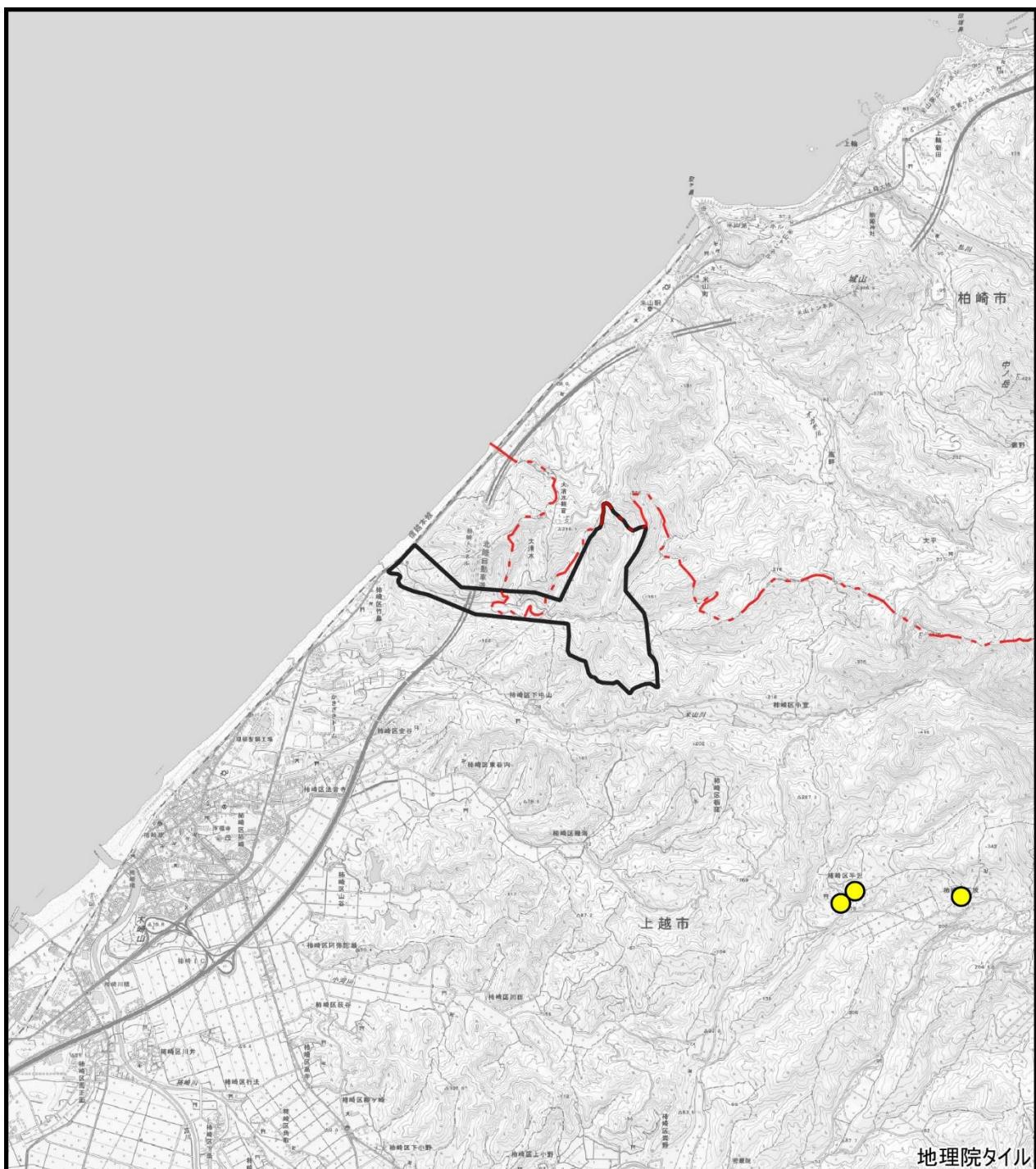
## (2) 地下水の利用状況

対象事業実施区域周辺の水道用深井戸の設置状況を図 3.2-4、水道水源と浄水場の状況を表3.2-11 及び図 3.2-5 に示す。対象事業実施区域内には井戸は設置されていない。対象事業実施区域周辺では、平沢地内及び下牧地内に水道用深井戸が設置されている。また、対象事業実施区域から東に約 1.8km の位置に小萱水源があり、小萱地内にある小萱浄水場でこの湧水を水道の原水として取水している。

表 3.2-11 対象事業実施区域周辺の水道水源及び浄水場

水源		浄水場		
種別	水源名	施設名	処理方式	配水能力 (m <sup>3</sup> /日)
湧水	小萱水源	小萱浄水場	塩素消毒	27

出典：上越市ガス水道事業概要（上越市ガス水道局、令和4年度版）



## 凡 例

● : 水道用深井戸

出典：関川・姫川地域主要水系利水現況図  
(国土庁、昭和 62 年)

○ 対象事業実施区域

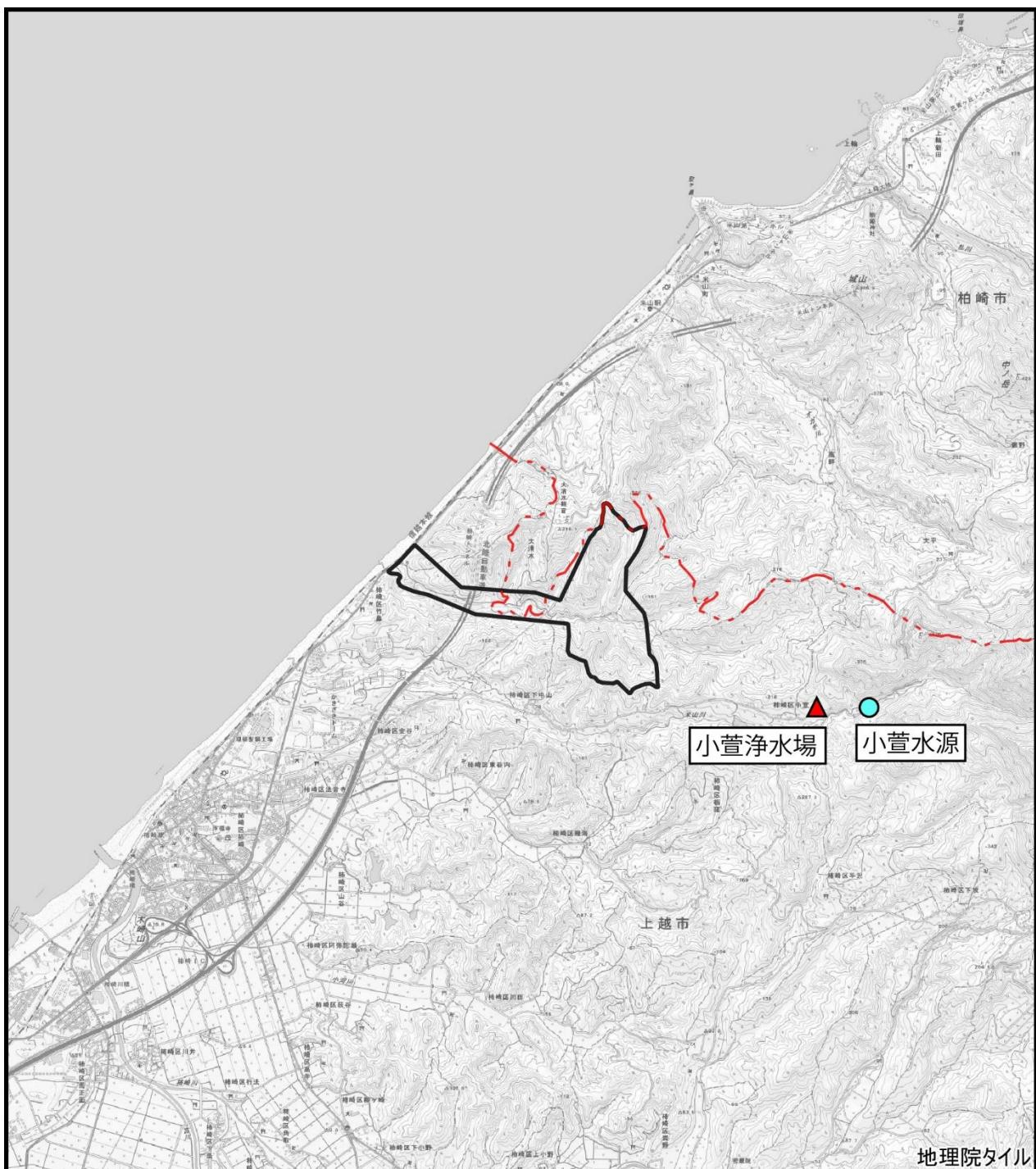
— 市境

図 3.2-4 井戸の設置状況



0 500 1000 1500 2000 m

1:50,000



## 凡 例

- : 水道水源
- ▲ : 净水場

出典：上越市ガス水道局北部営業所



対象事業実施区域



市境

図 3.2-5

水道水源と浄水場の分布状況



0 500 1000 1500 2000 m

1:50,000

### 3.2.4 交通の状況

対象事業実施区域周辺における主要な道路及び鉄道の状況を図 3.2-6 に示す。対象事業実施区域の中央西寄りを北陸自動車道が縦断し、西縁には一般国道 8 号が隣接している。

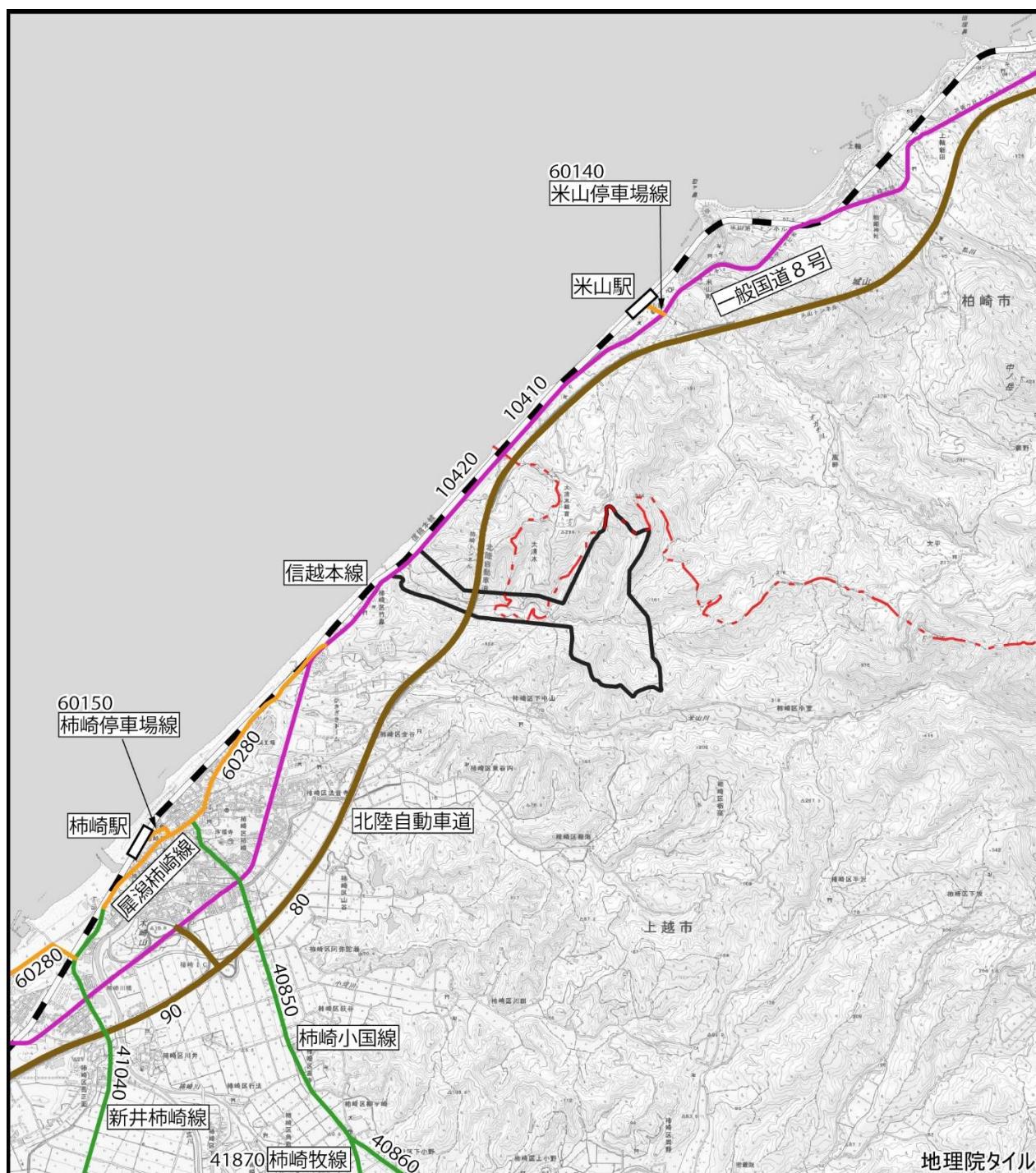
対象事業実施区域周辺の道路交通調査結果を表 3.2-12 に示す。

表 3.2-12 対象事業実施区域周辺の道路交通量

区間番号	路線名	交通量観測地点地名	昼間12時間自動車類交通量			昼間12時間大型車混入率(%)	24時間自動車類交通量		
			小型車(台)	大型車(台)	合計(台)		小型車(台)	大型車(台)	合計(台)
80	北陸自動車道	一般国道 8 号米山IC～一般国道 8 号柿崎IC	9,731	3,577	13,308	26.9	11,952	7,762	19,714
90	北陸自動車道	一般国道 8 号柿崎IC～大潟1012号線大潟SIC	9,394	3,290	12,684	25.9	11,495	7,330	18,825
10410	一般国道 8 号	柏崎市上輪	5,949	1,737	7,686	22.6	7,794	2,419	10,213
10420	一般国道 8 号	上越市柿崎区竹鼻	4,485	2,159	6,644	32.5	5,782	3,187	8,969
40850	主要地方道柿崎小国線	上越市柿崎区柳ヶ崎	3,308	278	3,586	7.8	4,061	637	4,698
40860	主要地方道柿崎小国線	上越市柿崎区下小野	1,441	114	1,555	7.3	1,682	184	1,866
41040	主要地方道新井柿崎線	上越市頸城区手島	4,347	873	5,220	16.7	5,548	1,551	7,099
41870	主要地方道柿崎牧線	上越市吉川区原之町	1,934	308	2,242	13.7	2,368	435	2,803
60140	一般県道米山停車場線		152	18	170	10.5	191	33	224
60150	一般県道柿崎停車場線		618	87	705	12.4	716	130	846
60280	一般県道犀潟柿崎線		527	46	573	8.0	659	97	756

注：表中の番号は図 3.2-6 に対応する。斜体の数値は推計値

出典：平成 27 年度 道路交通センサス 全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査（国土交通省、平成 29 年）



## 凡 例

- : 高速自動車道
- : 一般国道
- : 主要地方道
- : 一般県道
- : 鉄道
- : 駅

図中の番号は  
表 3.2-12 に  
対応する

図 3.2-6 交通網の状況

出典:平成 27 年度 道路交通センサス(国土交通省、平成 29 年)



対象事業実施区域

— 市境



0 500 1000 1500 2000 m

1:50,000

### 3.2.5 学校、病院その他の環境の保全について配慮が特に必要な施設の配置の状況

対象事業実施区域周辺の学校、病院、福祉施設等の状況を表 3.2-13 及び図 3.2-7 に示す。

対象事業実施区域内に学校、病院、福祉施設等の施設は無く、最寄りの施設は対象事業実施区域の南西約 1.4km に位置する柿崎総合運動公園（かきざきドーム等）である。

表 3.2-13 学校、病院、福祉施設等の状況

区分		番号	名称
学校等	保育園	1	上越市立柿崎第一保育園
		2	上越市立柿崎第二保育園
		3	上越市立下黒川保育園
		4	柏崎市立米山保育園
	小学校	5	上越市立柿崎小学校
		6	上越市立下黒川小学校
		7	柏崎市立米山小学校
	中学校	8	上越市立柿崎中学校
	高校	9	新潟県立久比岐高等学校
病院	病院*	10	新潟県立柿崎病院
福祉施設等	特別養護老人ホーム	11	よねやまの里
	有料老人ホーム	12	ケアライフ柿崎
	小規模多機能型居宅介護		小規模多機能あつたかほーむ柿崎
	老人短期入所施設	13	ショートステイかきざき
		14	ショートステイサンクス柿崎
	老人デイサービスセンター		デイサービスサンクス柿崎
		15	デイサービス二幸柿崎
		16	柿崎第 1 デイサービスセンター
その他	体育施設	17	柿崎総合運動公園（かきざきドーム等）
		18	上越市柿崎体育館
	公民館	19	柿崎地区公民館
		20	柿崎地区公民館下黒川分館
		21	米山コミュニティーセンター

\* : 病床数が 20 以上

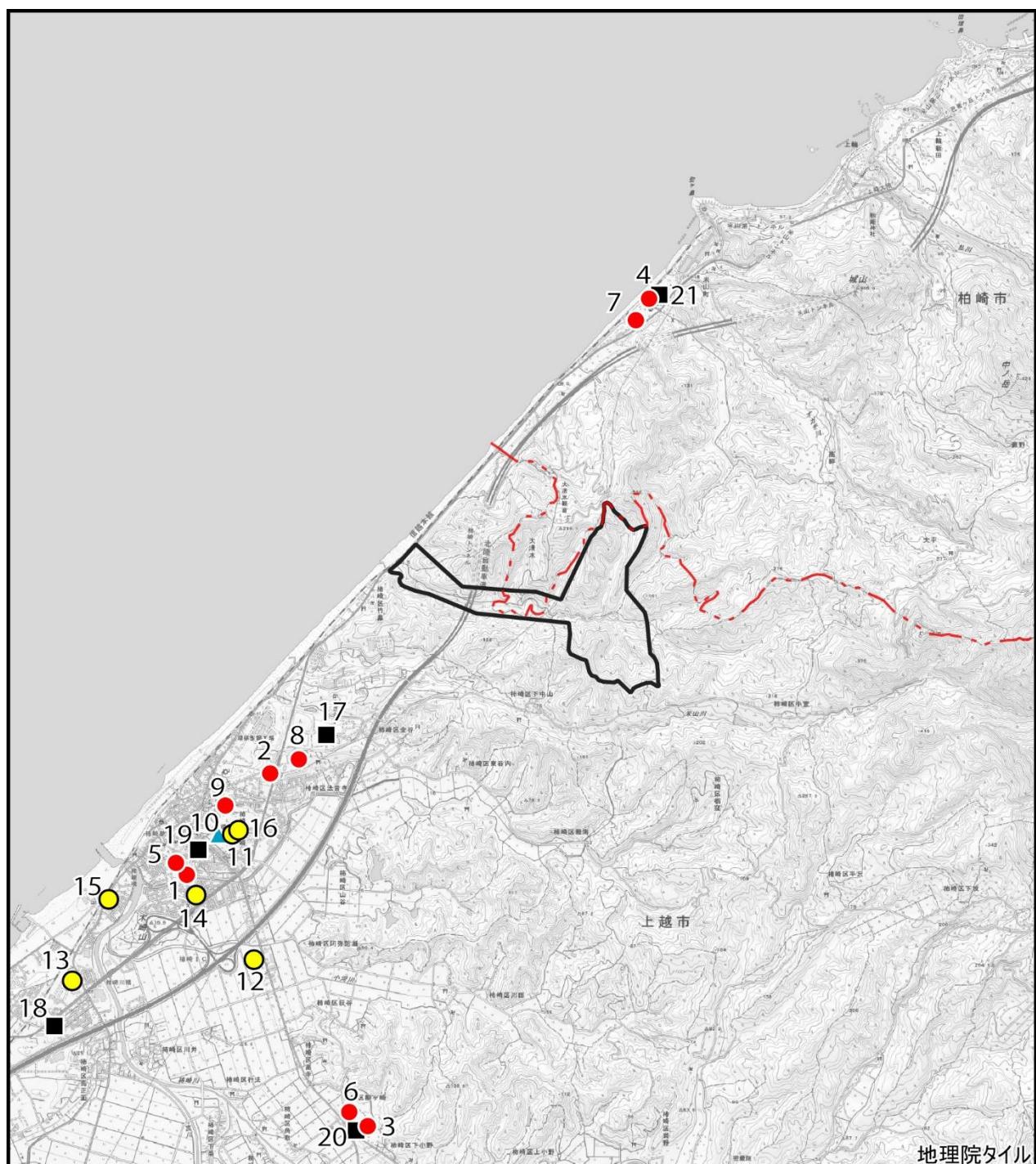
注 : 表中の番号は図 3.2-7 に対応する。

出典 : 新潟県社会福祉施設等名簿（令和 4 年度版）（新潟県ホームページ）

保険医療機関・保険薬局の指定一覧（令和 5 年 5 月 1 日現在）（関東信越厚生局ホームページ）

上越市ホームページ

柏崎市ホームページ



## 凡 例

- : 学校等
- ▲ : 病院
- : 福祉施設等
- : その他

図中の番号は  
表 3.2-13 に  
対応する

出典：新潟県社会福祉施設等名簿（令和4年度版）  
(新潟県ホームページ)  
保険医療機関・保険薬局の指定一覧  
(令和5年5月1日現在) (関東信越厚生局ホームページ)  
上越市ホームページ  
柏崎市ホームページ



対象事業実施区域

— 市境

図 3.2-7

学校、病院、福祉施設等の分布状況



0 500 1000 1500 2000 m

1:50,000

### 3.2.6 上水道の整備の状況

上越市及び柏崎市における上水道の整備状況は表 3.2-14 に示すとおりである。上越市の普及率は 100.0%、柏崎市の普及率は 99.8% となっている。

表 3.2-14 上水道の整備状況

市町村	管内 人口 (人) 【A】	総 数		上 水 道		簡 易 水 道 (公 営)		簡 易 水 道 (公 営 以 外)		専用 水 道 <sup>2)</sup>		普及率 【B/A】 (%)
		箇 所	給水人口 <sup>1)</sup> (人) 【B】	箇 所	給水人口 (人)	箇 所	給水人口 (人)	箇 所	給水人口 (人)	箇 所	給水人口 (人)	
上越市	186,700	2	186,657	1	186,657	1	-	-	-	-	-	100.0
柏崎市	80,381	3	80,211	1	80,211	-	-	-	-	2	-	99.8

※令和3年3月31日現在

1)は居住に必要な給水を受けている人口で、上水道、簡易水道及び専用水道の合計（小規模水道は除く）。

2)は自己水源のみ。

出典：新潟県統計年鑑 2022

### 3.2.7 下水道等の整備状況

上越市及び柏崎市における下水道等の整備状況は表 3.2-15 に示すとおりである。上越市の普及率は 90.4%、柏崎市の普及率は 98.7% となっている。

表 3.2-15 下水道等の整備状況

市名	普及率 (%)			
	下水道	集落排水施設	合併処理浄化槽	合計
上越市	64.7	16.0	9.7	90.4
柏崎市	76.2	16.4	6.2	98.7
新潟県全体	77.7	5.9	5.8	89.4

※令和4年3月31日現在

出典：新潟県土木部都市局 資料

### 3.2.8 廃棄物の状況

#### (1) 一般廃棄物

上越市及び柏崎市におけるごみ処理の状況を表 3.2-16 に示す。

上越市で発生した燃やせるごみは上越市クリーンセンターで焼却処理しており、燃やせないごみ及び粗大ごみは民間施設で破碎し、金属類は回収し、金属類以外は上越市クリーンセンターで焼却している。焼却残渣は市外及び県外の民間処分場で処理している。

柏崎市で発生した燃やせるごみはクリーンセンターかしわざきごみ処理施設で焼却処理しており、燃やせないごみ及び粗大ごみは、クリーンセンターかしわざき内の粗大ごみ処理施設又は可燃性粗大ごみ処理施設で破碎し、可燃残渣、不燃残渣及び施設回収金属に分類している。可燃残渣はクリーンセンターで焼却処理されており、焼却残渣及び不燃残渣はエコグリーン柏崎夏渡最終処分場で埋立処分している。

表 3.2-16 ごみ処理状況

市町村	計画処理区域内人口(人)		収集ごみ処理・処分状況(t/年)				集団回収量(t/年)	自家処理量(t/年)
	計画収集人口	自家処理人口	焼却	埋立	資源化	計		
上越市	189,572	-	47,731	-	14,744	62,475	-	-
柏崎市	81,976	-	21,008	460	5,309	26,777	-	-

※令和2年度のごみ処理状況

出典：新潟県統計年鑑 2022

## (2) し尿処理

上越市及び柏崎市におけるし尿処理の状況を表 3.2-17 に示す。

農業集落排水施設、合併処理浄化槽、単独処理浄化槽から排出された汚泥及びし尿くみ取り世帯から排出された生し尿は、上越市は汚泥リサイクルパーク、柏崎市はクリーンセンターかしわざきし尿処理場で処理している。

表 3.2-17 し尿処理状況（令和2年度）

市町村	計画処理区域内人口(人)					処理し尿量(kL/年)						
	水洗化人口			計画収集人口	自家処理人口	衛生処理量			自家処理量			
	汚水衛生処理人口		単独処理浄化槽			し尿処理施設による処理量	その他の処理による処理量 <sup>2)</sup>					
	公共下水道	合併処理浄化槽 <sup>1)</sup>					計					
上越市	114,653	21,386	-	48,424	5,085	24	51,481	-	51,481	17		
柏崎市	61,576	18,415	-	720	1,265	-	16,096	-	16,096	-		

※令和2年度のし尿処理状況

1) 農業集落排水処理施設を含む。

2) 下水道投入及びその他の計。

出典：新潟県統計年鑑 2022

## (3) 産業廃棄物

新潟県の過去5年間（平成27年～令和元年度）における産業廃棄物の種類別推計排出量を表3.2-18に示す。新潟県では毎年8,256～8,798千t/年の産業廃棄物が発生している。

表 3.2-18 新潟県における産業廃棄物の種類別推計排出量

(単位:千t/年)

年 度	総 数	燃え殻	汚 泥	廃 油	廃 酸	廃アルカリ	廃 プラスチック類	紙くず	木くず	繊維くず
平成27年度	8 666	39	4 546	194	301	65	160	27	168	2
28	8 425	37	4 463	183	328	61	156	27	156	2
29	8 256	37	4 389	191	353	64	156	27	155	2
30	8 798	56	4 699	125	276	65	136	21	204	2
令和元年度	8 560	55	4 509	123	262	63	134	20	203	2
年 度	動植物性 残 渚	動物系固形 不 要 物	ゴムくず	金属くず	ガラスくず, シメント及び 陶磁器くず	鉱 さ い	がれき類	動 物 の ふ ん 尿	動物の死体	ばいじん
平成27年度	46	35	1	78	276	114	1 522	1 002	1	89
28	50	20	1	76	260	110	1 389	1 021	1	84
29	47	13	1	77	261	122	1 374	904	1	84
30	44	-	-	118	221	149	1 590	971	1	119
令和元年度	45	-	-	118	220	147	1 582	956	1	117

資料 環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課「産業廃棄物排出・処理状況調査報告書」

出典：新潟県統計年鑑 2022

### 3.2.9 環境の保全を目的とする法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容

#### (1) 環境関連法令

##### 1) 大気汚染

###### ① 環境基準

環境基本法（平成 5 年、法律第 91 号）に基づき、大気汚染に係る環境基準が定められている。大気汚染に係る環境基準は表 3.2-19 に示すとおりである。また、平成 11 年 7 月に公布されたダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年、法律第 105 号）に基づき、ダイオキシン類による大気の汚染に係る環境基準は 0.6pg-TEQ/m<sup>3</sup>と定められている。

表 3.2-19 大気汚染に係る環境基準

物質名	環境上の条件	評価方法	
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	短期的評価 測定を行った日又は時間について、測定結果を環境基準にてらして評価する。なお、1時間値の欠測が1日のうち4時間を超える場合には、1日平均値について評価の対象としない。	長期的評価 1日平均値について、高い方から2%の範囲内にあるものを除外して評価する。ただし、1日平均値につき環境基準を超える日が2日以上連続した場合には、このような取扱いは行わないこととして、その評価を行うものとする。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。		
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。		
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。		年間における二酸化窒素の1日平均値のうち、低い方から98%に相当するもの（以下「1日平均値の年間98%値」という。）が0.06ppm以下の場合は環境基準が達成され、1日平均値の年間98%値が0.06ppmを超える場合には環境基準値が達成されていないものと評価する。なお、年間における二酸化窒素の測定時間が6,000時間に満たない測定期については、環境基準による大気汚染の評価の対象とはしない。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。		
微小粒子状物質	1年平均値が15 μg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1日平均値が35 μg/m <sup>3</sup> 以下であること。		長期基準と短期基準の両者について、長期的評価を行う。長期基準に関する評価は、測定結果の1年平均値を長期基準（1年平均値）と比較する。短期基準に関する評価は、測定結果の1日平均値のうち年間98%値を代表値として選択して、これを短期基準（1日平均値）と比較する。 なお、長期基準に関する評価と短期基準に関する評価を各々行った上で、両方を満足した局について、環境基準が達成されたと判断する。
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m <sup>3</sup> 以下であること。		
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m <sup>3</sup> 以下であること。		
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。		
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m <sup>3</sup> 以下であること。		

備考 1：浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒子が10 μm以下のものをいう。

2：光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。

3：微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒子が2.5 μmの粒子を50%割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

4：環境基準は工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用されない。

出典：新潟県の環境（新潟県、令和4年版）

## ② 大気汚染防止法

大気汚染防止法（昭和43年、法律第97号）では、工場及び事業場における事業活動に伴うばい煙、揮発性有機化合物、粉じん及び水銀等の排出を規制し、有害大気汚染物質対策の実施を推進し、並びに自動車排出ガスに係る許容限度を定めている。新潟県生活環境の保全等に関する条例（昭和46年、条例第51号）では、ばい煙や粉じんに係る特定施設が定められ、特定施設において発生するばい煙の排出基準と粉じんに係る特定施設の構造等に関する基準が設定されている。

また、フッ素、フッ化水素及びフッ化ケイ素については、大気汚染防止法に基づく排出基準を定める条例（昭和46年、条例第52号）により、適用区域を新潟市や上越市（一部の適用施設については村上市も含む）に限定して、適用施設と上乗せ基準が定められている。

大気汚染の原因となるばい煙や粉じんを排出する施設について、大気汚染防止法及び新潟県生活環境の保全等に関する条例に基づく発生源規制の概要を表3.2-20に示す。

表3.2-20 大気汚染に係る発生源規制の概要

	対象施設	施設の種類	規制物質及び基準
大気汚染防止法による規制	ばい煙発生施設	ボイラー、ガス発生炉及び加熱炉、溶鉱炉、乾燥炉、廃棄物焼却炉、コークス炉、ガスタービン、ディーゼル、ガス、ガソリン機関等で一定規模以上のもの(32項目)	硫黄酸化物：量規制 k値規制 ばいじん：総量規制 窒素酸化物：濃度規制 特定有害物質：量規制 k値規制
	粉じん発生施設	一般粉じん発生施設：コークス炉、堆積場、ベルトコンベア等で一定規模以上のもの(5項目) 特定粉じん発生施設：解綿用機械、混合機等、石綿を含有する製品製造の用に供する施設で一定規模以上のもの(9項目)	一般粉じん：構造、使用、管理基準 特定粉じん：規制基準(濃度規制、敷地境界)
	自動車排出ガス	普通自動車、小型自動車及び軽自動車	排出ガス量の許容限度(保安基準で考慮)
新潟県生活環境の保全等に関する条例	ばい煙発生施設	金属珪素製造の用に供する電気炉のうち一定規模以上のもの	ばいじんの許容限度
		石膏の製造の用に供する焼却炉、加熱炉及び乾燥炉で一定規模以上のもの	弗素、弗化水素及び弗化珪素の許容限度
		瓦の製造の用に供する焼却炉で一定規模以上のもの	弗素、弗化水素及び弗化珪素の許容限度
	粉じん発生施設	ほうろう製品製造の用に供する塗装吹き付け施設(カドミウムを含有する塗料を使用するものに限る)	構造等に関する基準

出典：大気汚染防止法（昭和43年、法律第97号）

新潟県生活環境の保全等に関する条例（昭和46年、条例第51号）

## 2) 水質汚濁

### ① 環境基準

環境基本法（平成 5 年、法律第 91 号）に基づき公共用水域における水質汚濁に係る環境上の条件について、人の健康を保護し及び生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準として、水質汚濁に係る環境基準が定められている。このうち、人の健康の保護に関する環境基準は表 3.2-21 に示すとおりであり、全ての公共用水域について一律に定められている。また、生活環境の保全に関する環境基準は表 3.2-22 (1)～(2) に示すとおりであり、水域ごとに利用目的等に応じてそれぞれ水域類型の指定が行われている。

「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件」（令和 3 年 10 月環境省告示第 62 号）により、生活環境の保全に関する環境基準のうち「大腸菌群数」が、新たな衛生微生物指標として「大腸菌数」へ見直され、令和 4 年 4 月 1 日から施行されている。

対象事業からの排水の放流先となる万蔵川では、生活環境の保全に関する環境基準の類型指定はされていない。

また、ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年、法律第 105 号）に基づくダイオキシン類による水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）に係る環境基準は表 3.2-23 に示すとおりである。

表 3.2-21 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基 準 値	項目	基 準 値
カドミウム	0.003 mg/L 以下	1, 1, 1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
鉛	0.01 mg/L 以下	トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.02 mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下	1, 3-ジクロロプロパン	0.002 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下	チウラム	0.006 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003 mg/L 以下
PCB	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	ベニゼン	0.01 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	セレン	0.01 mg/L 以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	ふつ素	0.8 mg/L 以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	ほう素	1 mg/L 以下
		1, 4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、測定方法の項（省略）に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 海域については、ふつ素及びほう素の基準値は適用しない。
- 4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

出典：水質汚濁に係る環境基準について（昭和 46 年 12 月 28 日 環境庁告示第 59 号）

表 3.2-22 (1) 生活環境の保全に関する環境基準〔河川(湖沼を除く。)〕

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値				
		水素イオン 濃 度 (p H)	生物化学的 酸素要求量 (B O D)	浮遊物質量 (S S)	溶存酸素量 (D O)	大腸菌数
A A	水道 1 級、自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/100mL 以下
A	水道 2 級、水産 1 級、水浴、及び B 以下の欄に掲げるものの	6.5 以上 8.5 以下	2 mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/100mL 以下
B	水道 3 級、水産 2 級、及び C 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/L 以下	25mg/L 以下	5 mg/L 以上	1,000CFU/100mL 以下
C	水産 3 級、工業用水 1 級及び D 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/L 以下	50mg/L 以下	5 mg/L 以上	—
D	工業用水 2 級、農業用水及び E の欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/L 以下	100mg/L 以下	2 mg/L 以上	—
E	工業用水 3 級、環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊物が認められないこと。	2 mg/L 以上	—

備考 1 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の  $0.9 \times n$  番目 ( $n$  は日間平均値のデータ数) のデータ値 ( $0.9 \times n$  が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。)) とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)。  
 2 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5 mg/L 以上とする(湖沼もこれに準ずる。)。  
 3 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であつて、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう(湖沼、海域もこれに準ずる。)。  
 4 水道 1 級を利用目的としている地点(自然環境保全を利用目的としている地点を除く。)については、大腸菌数 100 CFU/100ml 以下とする。  
 5 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない(湖沼、海域もこれに準ずる。)。  
 6 大腸菌数に用いる単位は CFU (コロニー形成単位 (Colony Forming Unit)) /100ml とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

- (注) 1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全  
 2 水道 1 級 : ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
     水道 2 級 : 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの  
     水道 3 級 : 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの  
 3 水産 1 級 : ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用  
     水産 2 級 : サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用  
     水産 3 級 : コイ、フナ等、 $\beta$ -中腐水性水域の水産生物用  
 4 工業用水 1 級 : 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの  
     工業用水 2 級 : 薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの  
     工業用水 3 級 : 特殊の浄水操作を行うもの  
 5 環境保全 : 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

出典：水質汚濁に係る環境基準について(昭和 46 年 12 月 28 日 環境庁告示第 59 号)

表 3.2-22 (2) 生活環境の保全に関する環境基準〔河川(湖沼を除く。)〕

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

備考：基準値は年間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)。

出典：水質汚濁に係る環境基準について(昭和46年12月28日 環境庁告示第59号)

表 3.2-23 ダイオキシン類による水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)に係る環境基準

媒体	基準値
水質(水底の底質を除く)	1pg-TEQ/L 以下
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下

## 備考

- 1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラジオキシンの毒性に換算した値とする。
- 2 水質(水底の底質を除く。)の基準値は、年間平均値とする。

出典：ダイオキシン類による大気の汚染、水質汚濁及び土壤の汚染に係る環境基準について

(平成11年12月27日 環境庁告示第68号)

地下水の水質汚濁に係る環境上の条件として、環境基本法（平成5年、法律第91号）に基づき人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準として、地下水の水質汚濁に係る環境基準が定められている。地下水の水質汚濁に係る環境基準を表3.2-24に示す。

表3.2-24 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L 以下	1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
鉛	0.01 mg/L 以下	トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.02 mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下	1,3-ジクロロプロパン	0.002 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下	チウラム	0.006 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003 mg/L 以下
P-C-B	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	ベニゼン	0.01 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	セレン	0.01 mg/L 以下
クロロエチレン	0.002 mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	ふつ素	0.8 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	ほうう素	1 mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下

備考

- 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 「検出されないこと」とは、測定方法の欄（省略）に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。
- 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

出典：地下水の水質汚濁に係る環境基準について（平成9年3月13日環境庁告示第10号）

## ② 水質汚濁防止法

公共用水域の水質保全を図るため、水質汚濁防止法（昭和45年、法律138号）に基づき特定施設を有する事業場（特定事業場）について有害物質の排水基準が定められている。さらに、1日当たりの平均的な排出水の量が50 m<sup>3</sup>以上の工場又は事業場について水素イオン濃度等の項目の排水基準が定められている。排水に係る規制基準を表3.2-25(1)～(2)に示す。

表 3.2-25(1) 排水に係る規制基準（有害物質）

有 害 物 質 の 種 類	許 容 限 度
カドミウム及びその化合物	0.03 mg/L
シアン化合物	1 mg/L
有機燐化合物(ハチオソ、メルハチオソ、メチルジメソ 及びEPNに限る)	1 mg/L
鉛及びその化合物	0.1 mg/L
六価クロム化合物	0.5 mg/L
砒素及びその化合物	0.1 mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/L
トリクロロエチレン	0.1 mg/L
テトラクロロエチレン	0.1 mg/L
ジクロロメタン	0.2 mg/L
四塩化炭素	0.02 mg/L
1, 2-ジクロロエタン	0.04 mg/L
1, 1-ジクロロエチレン	1 mg/L
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L
1, 1, 1-トリクロロエタン	3 mg/L
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.06 mg/L
1, 3-ジクロロプロパン	0.02 mg/L
チウラム	0.06 mg/L
シマジン	0.03 mg/L
チオベンカルブ	0.2 mg/L
ベンゼン	0.1 mg/L
セレン及びその化合物	0.1 mg/L
ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの ほう素 10 mg/L 海域に排出されるもの ほう素 230 mg/L
ふつ素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの ふつ素 8 mg/L 海域に排出されるもの ふつ素 15 mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び 硝酸性窒素の合計量 100 mg/L
1, 4-ジオキサン	0.5 mg/L

備考1 「検出されないこと」とは、第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排水の汚染状態を検定した場合における第2条の規定する方法により排水の汚染状態を検出した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

2 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和49年政令第363号）の施行の際現にゆう出している温泉（温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。

出典：排水基準を定める省令（昭和46年、総理府令第35号）

表 3.2-25 (2) 排水に係る規制基準（水素イオン濃度等の項目）

項目	許容限度
水素イオン濃度（水素指数）	海域以外の公共用水域に排出されるもの 5.8~8.6 海域に排出されるもの 5.0~9.0
生物化学的酸素要求量	160 mg/L (日間平均 120 mg/L)
化学的酸素要求量	160 mg/L (日間平均 120 mg/L)
浮遊物質量	200 mg/L (日間平均 150 mg/L)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	5 mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	30 mg/L
フェノール類含有量	5 mg/L
銅含有量	3 mg/L
亜鉛含有量	2 mg/L
溶解性鉄含有量	10 mg/L
溶解性マンガン含有量	10 mg/L
クロム含有量	2 mg/L
大腸菌群数	日間平均 3,000個/cm <sup>3</sup>
窒素含有量	120 mg/L (日間平均 60 mg/L)
燐含有量	16 mg/L (日間平均 8 mg/L)

備考1 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。

- 2 この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が50m<sup>3</sup>以上である工場又は事業場に係る排出水について適用する。
- 3 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共に存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排出水については適用しない。
- 4 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間、適用しない。
- 5 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限つて適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水に限つて適用する。
- 6 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が9,000mg/Lを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限つて適用する。
- 7 燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限つて適用する。

出典：排水基準を定める省令（昭和46年、総理府令第35号）

「新潟県水質汚濁防止法に基づく排出基準を定める条例」(昭和46年、条例46号)により、新潟県の区域に属する公共用水域に排出される排出水の汚染状態について、生物化学的酸素要求量(BOD)、化学的酸素要求量(COD)、浮遊物質量(SS)、クロム等の上乗せ排水基準及び排水基準の適用区域が定められている。新潟県内のすべての水域では、表3.2-26に示すとおり、クロムについて許容限度が定められている。

表3.2-26 新潟県条例によるすべての水域の上乗せ排水基準(許容限度)の概要

区分	項目及び許容限度	クロム	単位: mg/L
別表第1第1号から第74号までの施設を設置するもの		2	
備考			
1 「すべての水域」とは、県内全域の公共用水域をいう。			
2 この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が10立方メートル以上50立方メートル未満の工場又は事業場に適用する。			
3 クロム含有量についての許容限度は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際、現に湧出している温泉を利用する旅館業に属する事業場には、当分の間、適用しない。			
4 第1号の表の備考6及び8の規定は、この表について準用する。			

出典: 新潟県水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例(昭和46年、条例第46号)より作成

### 3) 騒音

#### ① 環境基準

環境基本法（平成 5 年、法律第 91 号）に基づき騒音に係る環境基準が定められている。対象事業実施区域周辺における騒音に係る環境基準の類型指定状況を図 3.2-8 に、騒音に係る環境基準を表 3.2-27 に示す。

対象事業実施区域は騒音に係る環境基準の類型指定地域外である。

表 3.2-27 騒音に係る環境基準

#### (a) 道路に面する地域以外の基準値

地域の類型	基 準 値	
	昼 間	夜 間
AA	50デシベル以下	40デシベル以下
A及びB	55デシベル以下	45デシベル以下
C	60デシベル以下	50デシベル以下

#### (b) 道路に面する地域の基準値

地 域 の 区 分	基 準 値	
	昼 間	夜 間
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域 及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下
この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間について、上表にかかわらず特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。		
基 準 値		
昼 間	夜 間	
70デシベル以下	65デシベル以下	

<備考>  
個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれると認められる時は、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。

#### (c) 地域の類型

AA : 療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域

A : 専ら住居の用に供される地域

B : 主として住居の用に供される地域

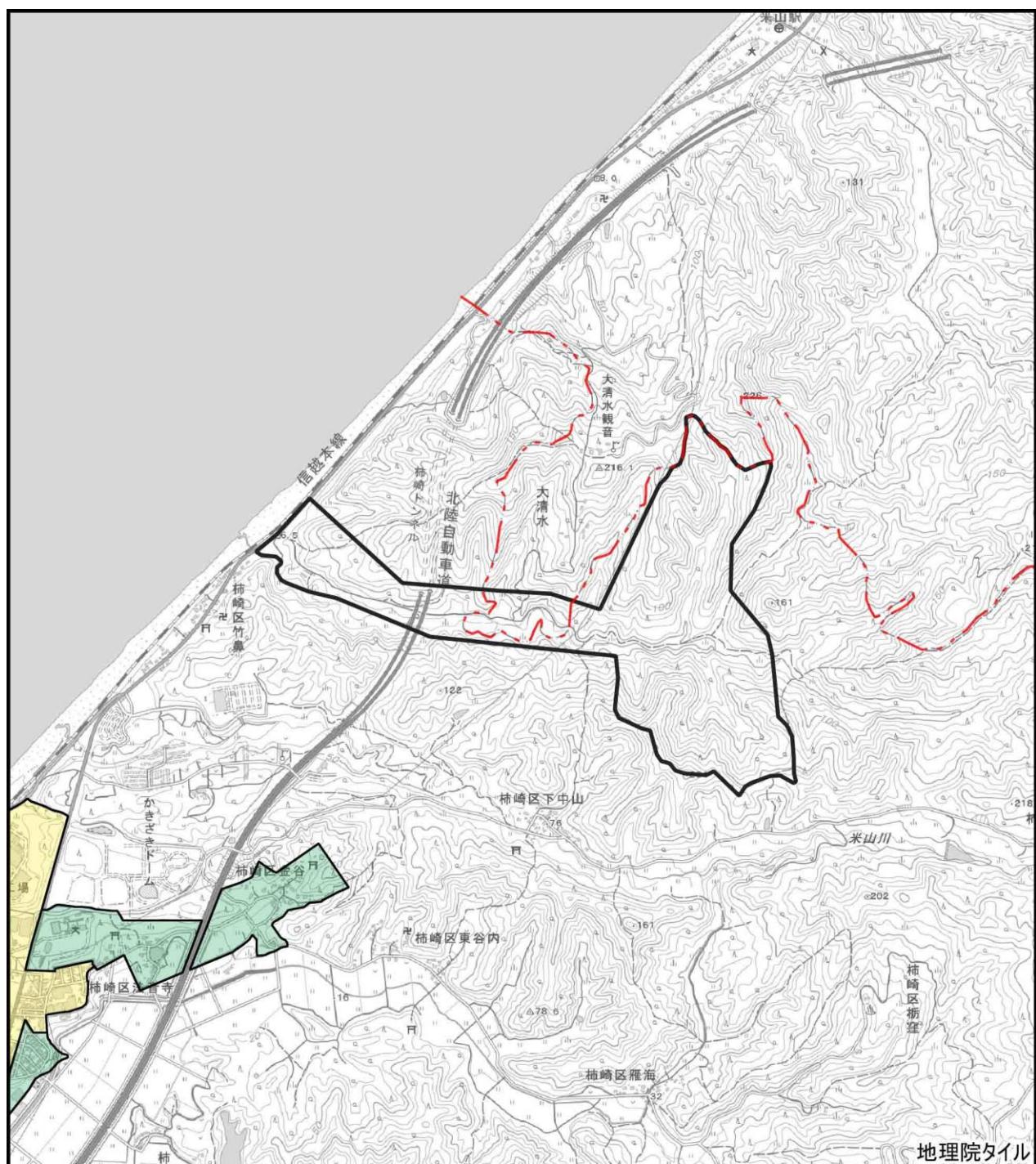
C : 相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

#### (d) 時間の区分

昼間：午前 6 時から午後 10 時まで

夜間：午後 10 時から翌日の午前 6 時まで

出典：環境庁告示第 64 号（平成 10 年 9 月 30 日）



## 凡 例

: B 地域

: C 地域

出典：騒音に係る環境基準の地域類型指定図  
(上越市)

対象事業実施区域      市境

図 3.2-8

騒音に係る環境基準の類型指定状況



1:25,000

0 250 500 750 1,000 m

## ②騒音規制法及び新潟県生活環境の保全等に関する条例

騒音規制法（昭和43年、法律第98号）及び新潟県生活環境の保全等に関する条例（昭和46年、条例第51号）に基づき特定工場等において発生する騒音の当該特定工場等の敷地の境界線における大きさの許容限度として定められた規制基準を表3.2-28に、対象事業実施区域周辺の指定状況を図3.2-9に示す。対象事業実施区域は騒音規制法及び新潟県生活環境の保全等に関する条例に係る指定地域外である。また、騒音規制法及び新潟県生活環境の保全等に関する条例による特定建設作業騒音に係る規制基準を表3.2-29に、自動車騒音に係る要請限度を表3.2-30に示す。

表3.2-28 特定工場等において発生する騒音の規制基準

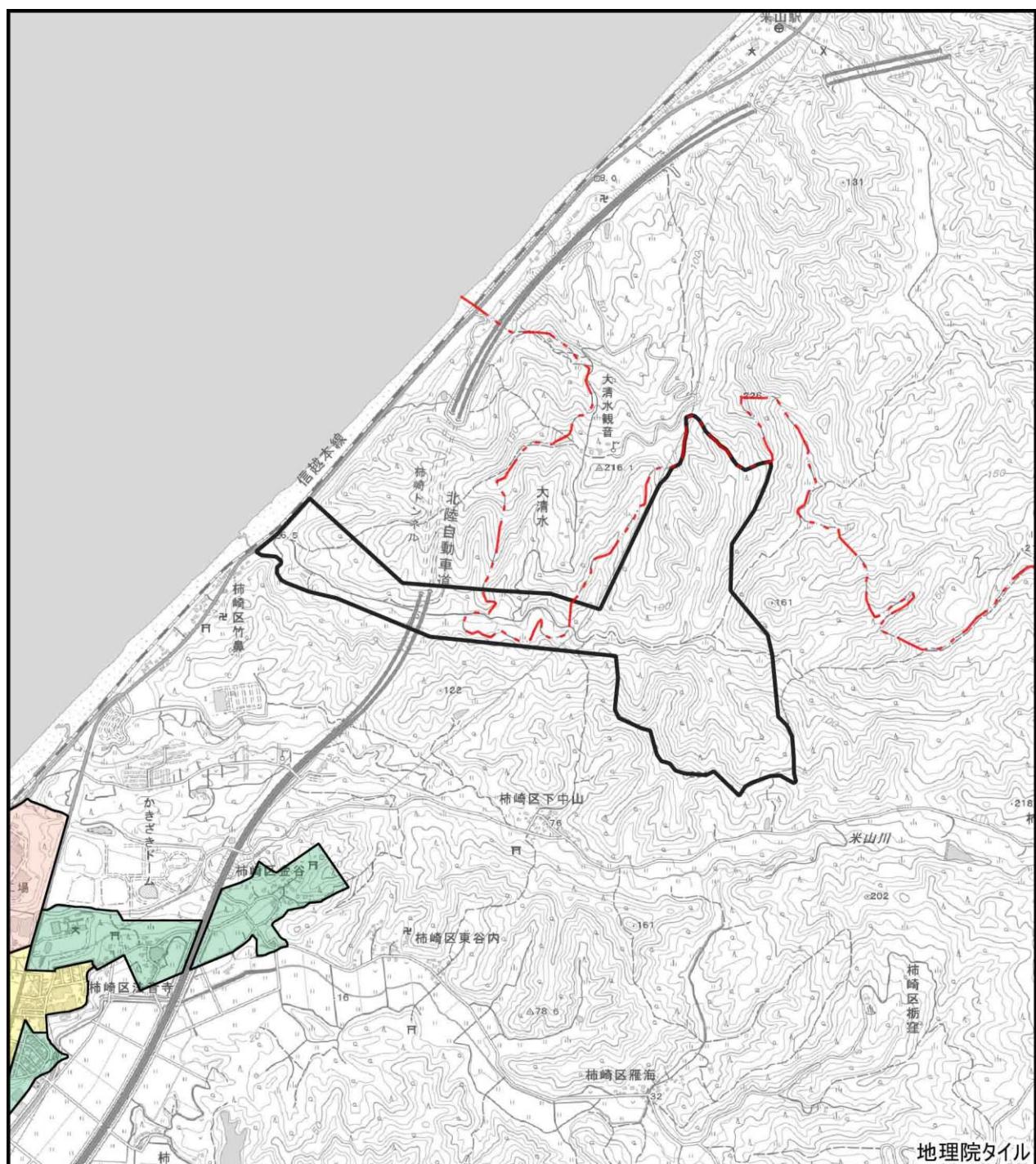
区域の区分		時間の区分	昼間	朝・夕	夜間
法令	新潟県条例				
第1種区域	第1種区域	50デシベル以下	40デシベル以下	40デシベル以下	40デシベル以下
第2種区域	第2種区域	55デシベル以下	50デシベル以下	45デシベル以下	45デシベル以下
第3種区域	第3種区域	65デシベル以下	60デシベル以下	50デシベル以下	50デシベル以下
第4種区域	第4種区域	70デシベル以下	65デシベル以下	60デシベル以下	60デシベル以下

### 備考

- 1 第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域とはそれぞれ次の各号に掲げる区域をいう。ただし、騒音規制法第3条第1項の規定に基づき指定された地域（以下「騒音規制法に基づく指定地域」という。）にあっては、第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域とは、同法第4条第1項の規定に基づき定められた第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域をいい、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する用途地域の定めのある地域（騒音規制法に基づく指定地域と重複する地域を除く。）にあっては、第1種区域とは、同号に掲げる第1種低層住居専用地域及び第2種低層住居専用地域を、第2種区域とは、同号に掲げる第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域を、第3種区域とは、同号に掲げる近隣商業地域、商業地域及び準工業地域を、第4種区域とは、同号に掲げる工業地域をいうものとする。
  - (1) 第1種区域 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域
  - (2) 第2種区域 住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域
  - (3) 第3種区域 住居の用にあわせて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域
  - (4) 第4種区域 主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域
- 2 昼間、朝・夕及び夜間とは、それぞれ次の各号に掲げる時間をいう。
  - (1) 昼間 第1種区域及び第2種区域にあっては午前8時から午後6時まで、第3種区域、第4種区域にあっては午前8時から午後8時まで
  - (2) 朝 午前6時から午前8時まで
  - (3) 夕 第1種区域及び第2種区域にあっては午後6時から午後9時まで、第3種区域、第4種区域にあっては午後8時から午後10時まで
  - (4) 夜間 第1種区域及び第2種区域にあっては午後9時から翌日の午前6時まで、第3種区域及び第4種区域にあっては午後10時から翌日の午前6時まで
- 3～5 省略
- 6 工場等が他の区域に隣接する場合で、当該工場の属する区域の基準値が、当該隣接する区域の基準値より大きいときは、当該工場等と当該隣接する区域と接する部分に限り、当該工場等に適用する基準値は当該隣接する区域の基準値とする。
- 7 この表に掲げる区域の区分のうち、第3種区域及び第4種区域内に所在する次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における規制基準は、この表の当該各欄に定める当該値から5デシベルを減じた値とする。
  - (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校
  - (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する保育所
  - (3) 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの
  - (4) 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館
  - (5) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム
  - (6) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園

出典：特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準

新潟県生活環境の保全等に関する条例施行規則（昭和47年、規則第44号）より作成



## 凡 例

: 第2種区域

: 第3種区域

: 第4種区域

出典：騒音規制法地域指定図（上越市）

対象事業実施区域

市境

図 3.2-9 騒音規制法の指定地域



1:25,000

0 250 500 750 1,000 m

表 3.2-29 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準

特定建設作業の種類	地域の区分 <sup>*2</sup>	規制の項目		敷地境界地点の騒音レベル	作業禁止時刻	1日当たりの作業時間 <sup>*1</sup>	同一場所における作業期間	日曜・休日ににおける作業
		①	②					
1. くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業（くい打機をアースオーガと併用する作業を除く。）	デシベル以下	85	午後7時から翌午前7時まで	午後10時から翌午前6時まで	10時間以内	14時間以内	連続して6日以内	禁止
2. びょう打機を使用する作業								
3. さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）								
4. 空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15kW以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）								
5. コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45m <sup>3</sup> 以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）								
6. バックホウ（騒音規制法施行令（昭和43年政令第324号）別表第2第6号に規定する環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80kW以上のものに限る。）を使用する作業								
7. トラクターショベル（騒音規制法施行令別表第2第7号に規定する環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70kW以上のものに限る。）を使用する作業								
8. ブルドーザー（騒音規制法施行令別表第2第8号に規定する環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40kW以上のものに限る。）を使用する作業								
9. コンクリートカッターを使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）								

注) \*1: 基準値を超えている場合、騒音の防止の方法の改善のみならず、1日の作業時間を\*1欄に定める時間未満4時間以上の間ににおいて短縮させることを勧告または命令できる。

\*2: 地域の区分 ① 1号区域....第1種区域、第2種区域及び第3種区域と第4種区域のうち、学校・保育所・病院、患者の収容施設を有する診療所・図書館・特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね80mの区域内  
② 2号区域....上記、1号区域以外の区域

出典：新潟県生活環境の保全等に関する条例（昭和46年、条例第51号）より作成

表 3.2-30 自動車騒音に係る要請限度

(等価騒音レベル)

	区域の区分	時間の区分	
		昼 間	夜 間
1	a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
2	a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
3	b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域 及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル
4	幹線交通を担う道路に近接する区域	75 デシベル	70 デシベル

## 備 考

- 1 a 区域、b 区域及び c 区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域として都道府県知事が定めた区域をいう。
  - (1) a 区域 専ら住居の用に供される区域
  - (2) b 区域 主として住居の用に供される区域
  - (3) c 区域 相当数の住居と合わせて商業、工業等の用に供される区域
- 2 車線とは、1 縦列の自動車(2 輪のものを除く。)が、安全かつ円滑に走行するために必要な幅員を有する帯状の車道の部分をいう。
- 3 昼間とは午前 6 時から午後 10 時までの間、夜間とは午後 10 時から翌日の午前 6 時までをいう。
- 4 幹線交通を担う道路とは、道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 3 条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道、及び市町村道(市町村道にあっては 4 車線以上の車線を有する区間に限る。)並びに道路運送法(昭和 26 年法律第 183 号)第 2 条第 8 項に規定する一般自動車道であつて都市計画法施行規則(昭和 44 年建設省令第 49 号)第 7 条第 1 項に規定する自動車専用道路をいう。
- 5 幹線交通を担う道路に近隣する区域(2 車線以下の車線を有する道路の場合は、道路の敷地の境界線から 15 メートル、2 車線を超える車線を有する道路の場合は、道路の敷地の境界線から 20 メートルまでの範囲をいう。)に係る限度は 1 から 3 の区域の区分にかかわらず 4 の区域の限度とする。

出典：新潟県の環境(新潟県、令和 4 年版)

## 4) 振動

振動規制法(昭和 51 年、法律第 64 号)及び新潟県生活環境の保全等に関する条例(昭和 46 年、条例第 51 号)に基づき特定工場等において発生する振動の当該特定工場等の敷地の境界線における大きさの許容限度として定められた規制基準を表 3.2-31 に、対象事業実施区域周辺の指定状況を図 3.2-10 に示す。対象事業実施区域は振動規制法及び新潟県生活環境の保全等に関する条例に係る指定地域外である。

また、同法による特定建設作業に係る規制基準を表 3.2-32 に、道路交通振動に係る要請限度を表 3.2-33 に示す。

表 3.2-31 特定工場等において発生する振動の規制基準

区域の区分		時間の区分	
法 令	新潟県条例	昼 間	夜 間
第 1 種区域	第 1 種区域	60 デシベル以下 午前 8 時～午後 7 時	55 デシベル以下 午後 7 時～午前 8 時
	第 2 種区域		
第 2 種区域	第 3 種区域	65 デシベル以下 午前 8 時～午後 8 時	60 デシベル以下 午後 8 時～午前 8 時
	第 4 種区域		

備考

1. 法令に基づく区域の区分

第 1 種区域及び第 2 種区域とはそれぞれ次の各号に掲げる区域をいう。ただし、必要があると認める場合は、それぞれの区域を更に 2 区分することができる。

- (1) 第 1 種区域 良好的な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域
- (2) 第 2 種区域 住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域

2. 新潟県条例に基づく区域の区分

第 1 種区域、第 2 種区域、第 3 種区域及び第 4 種区域とはそれぞれ次の次号に掲げる区域をいう。ただし、振動規制法第 3 条第 1 項の規定に基づき指定された地域（以下「振動規制法に基づく指定地域」という。）にあっては、第 1 種区域、第 2 種区域、第 3 種区域及び第 4 種区域とは、同法第 4 条第 1 項の規定に基づき定められた第 1 種区域、第 2 種区域、第 3 種区域及び第 4 種区域をいい、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域の定めのある地域（振動規制法に基づく指定地域と重複する地域を除く。）にあっては、第 1 種区域とは、同号に掲げる第 1 種低層住居専用地域及び第 2 種低層住居専用地域を、第 2 種区域とは、同号に掲げる第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域及び準住居地域を、第 3 種区域とは、同号に掲げる近隣商業地域、商業地域及び準工業地域を、第 4 種区域とは、同号に掲げる工業地域をいうものとする。

- (1) 第 1 種区域 良好的な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域
- (2) 第 2 種区域 住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域
- (3) 第 3 種区域 住居の用にあわせて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域
- (4) 第 4 種区域 主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域

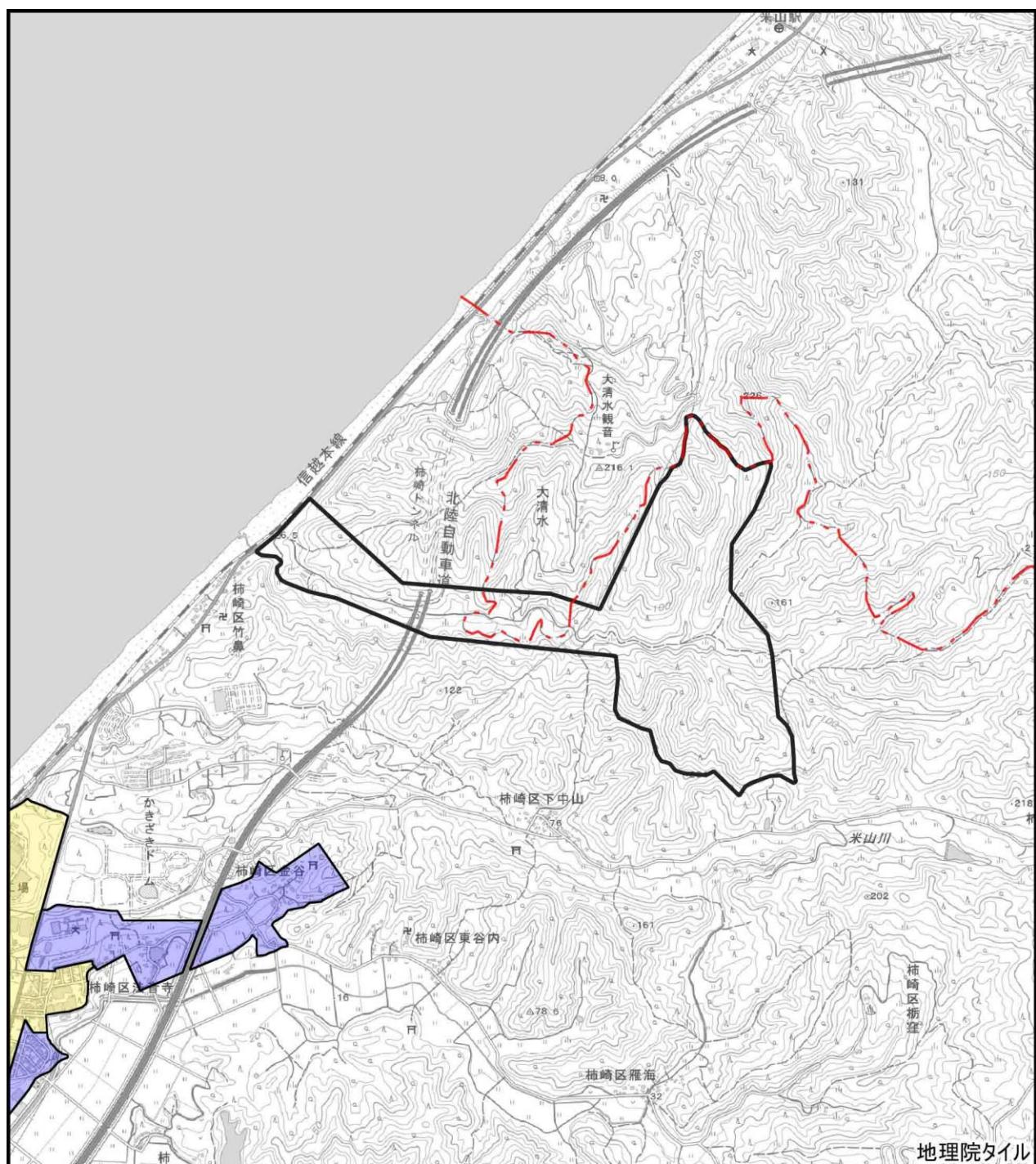
3. 法令により、次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね 50 メートルの区域内における規制基準は当該値から 5 デシベルを減じた値とする。

- (1) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校
- (2) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条に規定する保育所
- (3) 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの
- (4) 図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する図書館
- (5) 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム
- (6) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園

4. 新潟県条例により、工場等が他の区域に隣接する場合で、当該工場等の属する区域の基準値が、当該隣接する区域の基準値より大きいときは、当該工場等と当該隣接する区域と接する部分に限り、当該工場等に適用する基準値は当該隣接する区域の基準値とする。

出典：特定工場等において発生する振動の規制に関する基準

新潟県生活環境の保全等に関する条例施行規則（昭和 47 年、規則第 44 号）より作成



## 凡 例

  : 第 1 種区域

  : 第 2 種区域

出典：振動規制法地域指定図（上越市）



対象事業実施区域



市境

図 3.2-10 振動規制法の指定地域



1:25,000

0 250 500 750 1,000 m

表 3.2-32 特定建設作業等に関する振動の規制基準

規制の項目 特定建設作業の種類	作業場所の 敷地境界地 点の振動 レベル	作業禁止 時 間		1 日 の 作業時間		同一場所 における 作業時間		日曜休日 における 作業
		1号 区域	2号 区域	1号 区域	2号 区域	1号 区域	2号 区域	
1. くい打ち機(もんけん及び圧入式くい打機を除く)、くい抜機(油圧式くい抜機を除く)、またはくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く)を使用する作業	75 デ シ ベ ル 以 下	午 後 7 時 か ら 翌 午 前 7 時 ま で	午 後 10 時 間 以 内	10 時 間 以 内	14 時 間 以 内	6 日 以 内		禁 止
2. 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業								
3. 舗装版破碎機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る)								
4. ブレーカー(手持式のものを除く)を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る)								

注) 1号区域：振動規制法第3条の規定により指定された区域のうち、良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域、住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域、住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、相当数の住居が集合しているため、振動の発生を防止する必要がある区域、学校・保育所・病院、患者の収容施設を有する診療所・図書館・特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね80mの区域内

2号区域：上記、1号区域以外の区域

出典：振動規制法施行規則（昭和51年11月10日 総理府令第58号）より作成

表 3.2-33 道路交通振動に係る要請限度

時間区分 区域区分	昼 間		夜 間	
	第1種区域	65デシベル	60デシベル	65デシベル
第2種区域		70デシベル		

注) 区域区分及び時間区分は表 3.2-31の備考に同じ。

出典：振動規制法施行規則（昭和51年11月10日 総理府令第58号）より作成

## 5) 悪臭

悪臭防止法（昭和46年、法律第91号）では事業活動に伴って発生する悪臭について必要な規制を行っている。規制基準は、指定された規制地域内の全ての事業所に適用され、敷地境界、煙突等の気体排出口及び排出水において、悪臭物質の濃度、またはそれに代わる臭気排出強度あるいは臭気指数が定められている。

新潟県では悪臭防止法に基づき臭気排出強度または臭気指数について、表 3.2-34 に示したように定めている。（平成15年、新潟県告示第2148号）

対象事業実施区域周辺の悪臭に係る指定地域を図 3.2-11 に示す。対象事業実施区域における搬入道路整備区域の一部が第1種区域に指定されているが、処分場整備区域は指定地域外である。

表 3.2-34 悪臭防止法に基づく規制基準

### (1) 敷地境界線の規制基準

区分	第1種区域	第2種区域	第3種区域
許容限度（臭気指数）	10	12	13

#### 備考

第1種区域、第2種区域及び第3種区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域のうち法第3条の規定により知事が指定する地域をいう。

##### ア 第1種区域

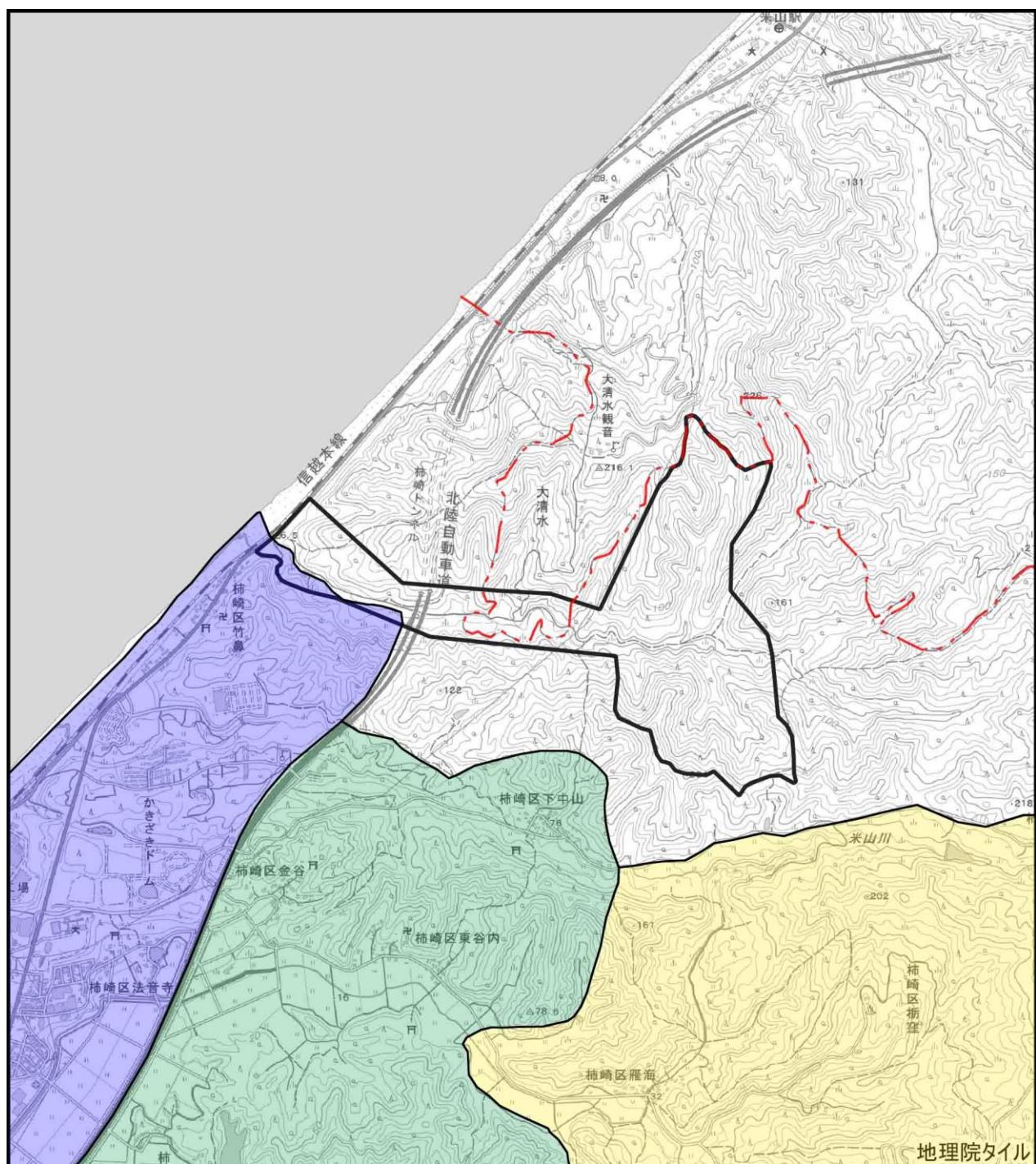
都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号の規定による第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域及びこれらに相当する地域

##### イ 第2種区域

都市計画法第8条第1項第1号の規定による準工業地域及び工業または農林漁業の用に併せて住居の用に供されている地域

##### ウ 第3種区域

都市計画法第8条第1項第1号の規定による工業地域及び工業専用地域並びに悪臭に対する順応の見られる地域



## 凡 例

: 第 1 種区域

: 第 2 種区域

: 第 3 種区域

出典：悪臭防止法地域指定図（上越市）



対象事業実施区域



図 3.2-11 悪臭防止法の指定地域



0 250 500 750 1,000 m

1:25,000

## (2) 気体の排出口の規制基準

<排出口の実高さが15m以上の施設>

$$q_t = \frac{60 \times 10^4}{F_{max}}$$

ここで、 $q_t$  : 排出ガスの臭気排出強度 ( $m^3N/min$ )

$F_{max}$  :  $F_{(x)}$  の最大値

$$A = \frac{L}{10} - 0.2255$$

ここで、 $L$  : 敷地境界における臭気指数規制基準

$$F_{(x)} = \frac{1}{3.14\sigma_y\sigma_z} \exp\left(\frac{-(He_{(x)})^2}{2\sigma_z^2}\right)$$

ここで、 $F_{(x)}$  : 臭気強度  $1 m^3N/s$  に対する地上での臭気濃度

$\sigma_y$  : 排出ガスの水平方向拡散幅 (m)

$\sigma_z$  : 排出ガスの鉛直方向拡散幅 (m)

$He_{(x)}$  : 排出ガスの流れの中心軸の高さ (m)

<排出口の実高さが15m未満の施設>

$$I = 10 \times \log C$$

ここで、 $I$  : 排出ガスの臭気指数

$$C = K \times H_b^2 \times 10^B$$

ここで、 $K$  : 排出口の口径に関する値

$H_b$  : 周辺最大建物高さ (m)

$$B = \frac{L}{10}$$

ここで、 $L$  : 敷地境界における臭気指数規制基準

## (3) 排出水中における規制基準

区分	第1種区域	第2種区域	第3種区域
許容限度 (臭気指数)	26	28	29

出典：悪臭防止法施行規則

悪臭防止法による規制地域及び規制基準の指定（平成15年、新潟県告示第2148号）

## 6) 地盤沈下

工業用水法（昭和31年、法律第146号）、建築物用地下水の採取の規制に関する法律（昭和37年、法律第100号）及び新潟県生活環境の保全等に関する条例（昭和46年、条例第51号）、上越市生活環境の保全等に関する条例、柏崎市地盤沈下防止対策基本指針により、地下水採取の規制を行っている。対象事業実施区域周辺では規制対象となる指定地域外である。

## 7) 土壌汚染

### ① 土壌汚染に係る環境基準

環境基本法（平成 5 年、法律第 91 号）に基づき土壌の汚染に係る環境基準が定められている。土壌の汚染に係る環境基準を表 3.2-35 に示す。また、ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年、法律第 105 号）に基づきダイオキシン類による土壌の汚染に係る環境基準は 1,000pg-TEQ/g 以下と定められている。

表 3.2-35 土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1 ℥ につき 0.003mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1 kg につき 0.4mg 未満であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1 ℥ につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1 ℥ につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1 ℥ につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1 kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1 ℥ につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
P C B	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1 kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1 ℥ につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1 ℥ につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液 1 ℥ につき 0.002mg 以下であること。
1, 2-ジクロロエタン	検液 1 ℥ につき 0.004mg 以下であること。
1, 1-ジクロロエチレン	検液 1 ℥ につき 0.1mg 以下であること。
1, 2-ジクロロエチレン	検液 1 ℥ につき 0.04mg 以下であること。
1, 1, 1-トリクロロエタン	検液 1 ℥ につき 1 mg 以下であること。
1, 1, 2-トリクロロエタン	検液 1 ℥ につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1 ℥ につき 0.01mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1 ℥ につき 0.01mg 以下であること。
1, 3-ジクロロプロペン	検液 1 ℥ につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1 ℥ につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1 ℥ につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1 ℥ につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1 ℥ につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1 ℥ につき 0.01mg 以下であること。
ふつ素	検液 1 ℥ につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1 ℥ につき 1 mg 以下であること。
1, 4-ジオキサン	検液 1 ℥ につき 0.05mg 以下であること。
備考 1～2, 5 省略	
3 「検出されないこと」とは、定量限界を下回ることをいう。	
4 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び E P N をいう。	

出典：土壌の汚染に係る環境基準について（平成 3 年 8 月 23 日 環境庁告示第 46 号）

## ② 土壌汚染対策法

土壌汚染対策法（平成 14 年、法律第 53 号）では、土壌の特定有害物質による汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置等が定められている。土壌調査の結果、汚染が認められた場合には、都道府県及び特例市は要措置区域または形質変更時要届出区域に指定し、汚染原因者または土地所有者は汚染除去等の措置を講じなければならない。対象事業実施区域周辺では該当する地域はない。

## ③ 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律

農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和 45 年、法律第 139 号）では、農用地（田に限る）における銅、ひ素、玄米におけるカドミウムについて基準値を定めており、都道府県は基準を上回る農用地を農用地土壌汚染対策地域に指定できる。対象事業実施区域周辺では該当する地域はない。

## 8) その他の環境保全計画等

### ① 新潟県環境基本計画

新潟県環境基本条例（平成 7 年条例第 40 号）に基づき、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「新潟県環境基本計画」が平成 9 年 3 月に策定された。現在の計画は、地球温暖化対策、生物多様性の保全、安全・安心なくらしの実現など、引き続き取り組むべき課題のほか、放射性物質による新たな環境汚染事案への対応、新潟水俣病の公式確認から 50 年目の平成 27（2015）年に発表された「ふるさとの環境づくり宣言 2015」等を踏まえ、令和 10 年度までを計画期間として、平成 29 年 3 月に策定、令和 4 年 3 月に一部改定されている。新潟県環境基本計画の概要を図 3.2-12 に示す。

# 新潟県環境基本計画

## 計画の位置付け

新潟県環境基本条例第10条に基づき、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画です。

### 計画期間

・平成29年度から令和10年度までの12年間

・経済社会情勢の変化や環境の課題に対応するため、4年ごとに見直します。

## 目指す方向

県民一人一人が安全に安心して心豊かに暮らせる  
持続可能な社会の構築を目指します。

### 基本目標

人と自然が共生するくらし

安全で快適な環境

資源を大切にする循環型の地域社会

実現に寄与

### SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



SDGs：持続可能な開発目標

## 計画の構成

### 第1章 基本的事項

### 第2章 環境を巡る現状と課題

### 第3章 計画の基本的な方向

28ページ

#### ■施策の展開の方向

- ・「3つの環境保全の施策分野」と「環境保全の共通基盤の整備」を柱として施策を展開
- ・重点施策（数年間で重点的に取り組む施策）を設定
- ・施策の進捗管理のため、主要指標と環境指標を設定

#### ■施策の展開の考え方

- ・SDGsのゴールと各施策の関係を明確にし、持続可能な社会の構築に向けた環境施策をより効果的に展開

### 第4章 施策の展開

### 第5章 実効ある推進

## 計画の改定

- 令和2年度に、計画策定から4年が経過することから、環境に関する現状と課題、施策の進捗状況等を踏まえ、計画の改定を行いました。

### 環境に関する現状と課題

- ・「持続可能な開発目標(SDGs)」を掲げる「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の採択
- ・希少野生動植物の乱獲による減少や、外来種の分布拡大など、「生物多様性」への影響の懸念
- ・ツキノワグマやイノシシなど野生鳥獣の生息数の増加や生息域の拡大による被害
- ・気温の上昇や豪雨といった極端な気象現象の頻発など、気候変動の影響の顕在化
- ・海洋プラスチックごみによる環境汚染に伴う生態系等への悪影響の懸念

- 令和3年度に、令和32(2050)年温室効果ガス排出量実質ゼロの実現に向けた取組の進展など、地球温暖化対策を巡る大きな変化に対応するため、本計画の一部改定を行いました。

出典：新潟県環境基本計画

図 3.2-12 新潟県環境基本計画の概要

## ② 第3次新潟県資源循環型社会推進計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づき、「都道府県廃棄物処理計画」として、「新潟県資源循環型社会推進計画」が平成23年4月に策定された。新潟県では、平成28年3月に、平成28年度から令和2年度までの5年間を計画期間とする「第2次新潟県資源循環型社会推進計画」を策定し、県民、事業者及び市町村などと連携・協力を図りながら、「資源を大切にする循環型の地域社会づくり」に取り組んできている。

一方、平成27年9月の国連サミットにおいて、持続可能な開発のための2030アジェンダが採択され、「持続可能な開発のための目標（SDGs）」が掲げられたほか、国内では、食品ロス削減の方針等が示された「第4次循環型社会形成推進基本計画（平成30年6月）」や、海洋プラスチックごみ問題等に対応する「プラスチック資源循環戦略（令和元年5月）」が策定されるなど、地方自治体においても、資源循環に関連する新たな取組が求められていることから、引き続き循環型社会の実現に向けた施策を効果的かつ計画的に進めるため、令和3年3月に「第3次新潟県資源循環型社会推進計画」が策定された。

計画期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とし、最終年度となる令和7年度に達成すべき目標を定めることとしている。また、令和5年度に達成すべき中間目標を定めることとなっている。

## ③ 第4次上越市環境基本計画

本計画は、「上越市環境基本条例」第9条及び「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条に基づいた計画として位置付けられている。本計画は、令和5年度を初年度とする「第7次総合計画」と整合を図りつつ、今後一層の強化が必要な地球温暖化問題への対応も見据え、環境施策の総合的かつ計画的な推進を図る「環境基本計画」と、温室効果ガスの削減を図る「地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）」が一体的に策定されている。本計画の期間は、令和5年度から令和12年度までの8年間である。

本計画では、第7次総合計画で目指すまちづくりの推進に当たり、経済社会情勢の変化やこれまでの取組の課題を踏まえ、環境分野での基本的な政策・施策を「生活環境」「自然環境」「地球環境」「環境学習」の四つの分野から明らかにしている。分野毎の「望ましい環境像」と政策の基本方針は次のとおりである。

- ・生活環境分野：安心安全、快適な生活ができる空間が保たれているまち
- ・自然環境分野：豊かな自然と共生した暮らしが息づくまち
- ・地球環境分野：地球環境への負荷が少ない暮らしが営まれているまち
- ・環境学習分野：一人ひとりが環境に配慮した行動を実践しているまち

## ④ 柏崎市環境基本計画第3次計画

本計画は、「新潟県柏崎市環境基本条例」第10条の規定に基づき、本市の環境保全に関する施策について総合的かつ計画的に推進するために、長期的な目標や施策の方向性を定めるものであり、市の最上位計画である「柏崎市第五次総合計画」を環境的側面から推進する部門別計画として位置付けられる。本計画の期間は、平成31年度から平成40年度（令和10年度）までの10年間である。

本計画の対象とする範囲は「地球環境」「生活環境」「自然環境」の3分野であり、基本理

念を「健全で恵み豊かな環境を保全し、良好な状態で将来世代に継承する」と定めている。また、本計画では、望ましい地域像を「自然と人の営みとの調和一現実を見つめ、理想を求める柏崎一」とし、これを実現するために「地球温暖化対策の推進」「資源の有効活用」「美しい自然と生活環境の維持保全」を基本目標として定めている。

#### ⑤ 上越市一般廃棄物処理基本計画

上越市では、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項に基づく一般廃棄物処理基本計画として、平成27年度から平成36年度（令和6年度）までの10年間を計画期間とする「一般廃棄物処理基本計画（ごみ・生活排水・災害廃棄物）」を策定し、掲げた目標値の達成を目指し、これまで取り組みを進めてきている。

一般廃棄物処理基本計画の中間年度となる令和元年度に更なる廃棄物の減量・資源化と生活排水の適正処理による水環境の保全、災害時の廃棄物への対策及び上位計画等との整合を図るため、一般廃棄物処理基本計画を見直し、令和2年3月に改定された。

#### ⑥ 柏崎市一般廃棄物処理基本計画

柏崎市では、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項に基づき、平成28年3月に「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」を策定し、施策を進めてきている。

ごみ排出量の目標達成には、より一層の発生抑制、循環的利用の促進が必要であり、資源化の取組に関しては、紙やビンなどの減少や、容器素材の軽量化の進展など、社会情勢や生活スタイルの変化に対応した施策の見直しが必要なことから、令和2年度に中間見直しが行われ、令和3年3月に改定された。改定後の計画期間は令和3年度から令和7年度までの5年間である。

### （2）自然環境関連法令

#### 1) 自然環境保全法等による指定状況

自然環境保全法（昭和47年、法律第85号）に基づき自然環境保全地域が指定されている。また、新潟県自然環境保全条例（昭和48年、新潟県条例第34号）に基づき、自然環境保全地域及び緑地環境保全地域が指定されている。対象事業実施区域周辺にはこれらの保全地域はない。

上越市自然環境保全条例（平成20年4月施行）に基づき自然環境保全地域が指定されている。対象事業実施区域周辺における指定状況を表3.2-36及び図3.2-13に示す。対象事業実施区域では自然環境保全地域は指定されておらず、最寄りの保全地域は対象事業実施区域の南西約1.1kmに位置する柿崎海岸自然環境保全地域（柿崎東海岸）である。

表3.2-36 対象事業実施区域周辺における自然環境保全地域の指定状況

区分	名称	指定年月日	面積(ha)
上越市自然環境保全地域	柿崎海岸 自然環境保全地域	平成22年3月1日	約3.2（柿崎東海岸） 約5.1（出羽・直海浜海岸）

出典：上越市ホームページ

また、上越市では、水道に係る水質の汚濁を防止し、清浄な水を確保することを目的に、平成6年に水道水源保護条例を制定している。対象事業実施区域周辺には条例に基づく水源保護地域はない。

## 2) 自然公園法等による指定状況

自然公園法（昭和32年、法律第161号）と新潟県立自然公園条例（昭和43年、条例第28号）に基づき、国立公園、国定公園及び県立自然公園が指定されている。

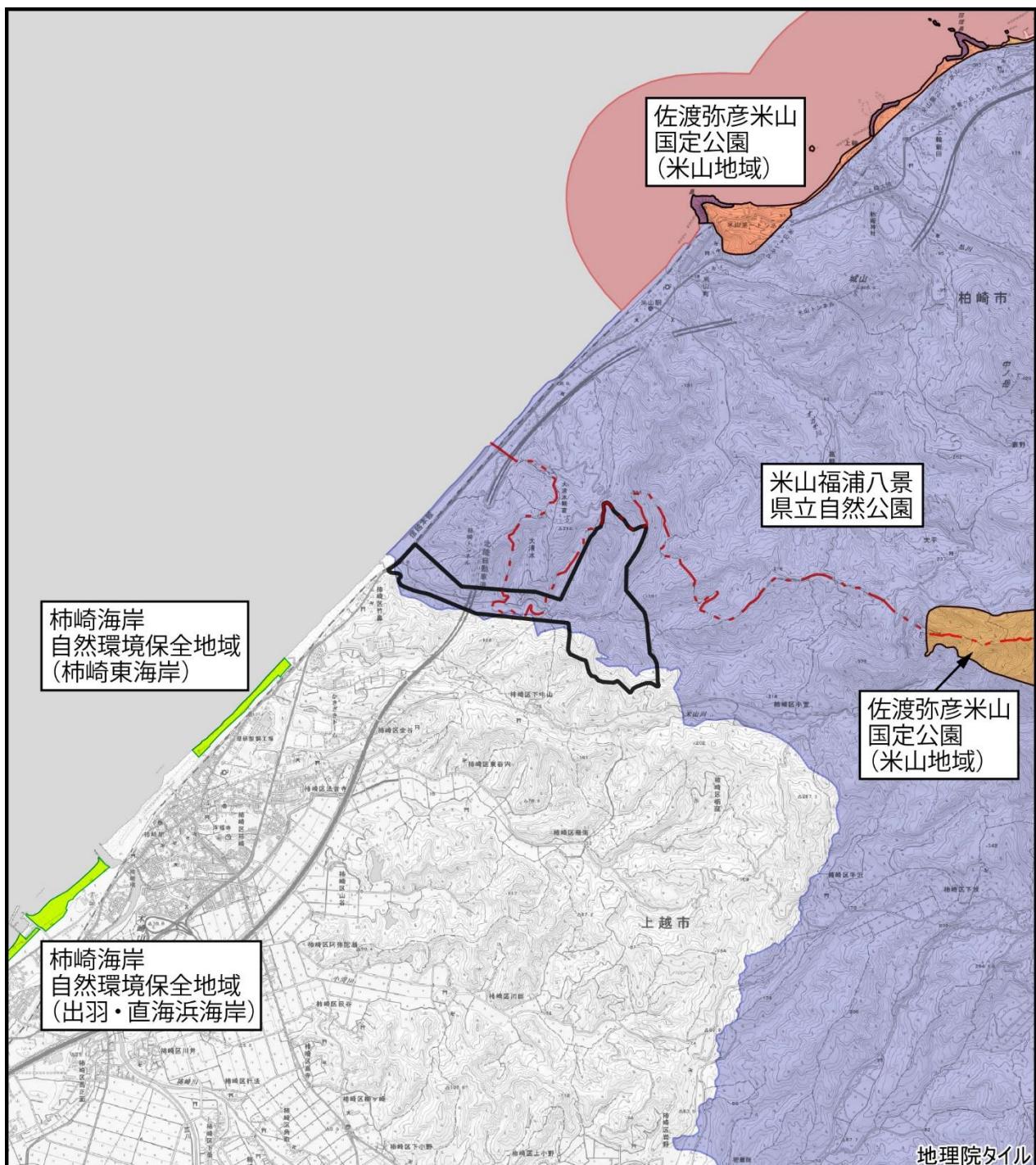
対象事業実施区域周辺における指定状況を表3.2-37及び図3.2-13に示す。対象事業実施区域は東部の南縁付近を除く大部分が米山福浦八景県立自然公園（普通地域）に指定されている。

表3.2-37 対象事業実施区域周辺における自然公園の指定状況

区分	名称	指定決定告示年月日	面積(ha) (海面を含まず)
国定公園	佐渡弥彦米山国定公園 (米山地域)	昭和56年3月16日 (昭和25年7月27日指定の「佐渡弥彦国定公園」の区域を変更し、「佐渡弥彦米山国定公園」に名称を改められた。)	2,159 (米山地域)
県立自然公園	米山福浦八景県立自然公園	昭和34年3月24日	4,363

出典：佐渡弥彦米山国定公園（米山地域）公園区域図及び公園計画図及び米山福浦八景県立自然公園区域図  
(新潟県、平成12年)

新潟県環境局環境対策課



## 凡 例

- : 国定公園（第1種特別地域）
- : 国定公園（第2種特別地域）
- : 国定公園（第3種特別地域）
- : 国定公園（普通地域）
- : 県立自然公園（普通地域）
- : 上越市自然環境保全地域

出典：佐渡弥彦米山国定公園（米山地域）公園区域図及び  
公園計画図及び米山福浦八景県立自然公園区域図  
(新潟県、平成12年)  
上越市ホームページ



対象事業実施区域



市境

図 3.2-13 自然公園等の指定状況



0 500 1000 1500 2000 m

1:50,000

### 3) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律による指定状況

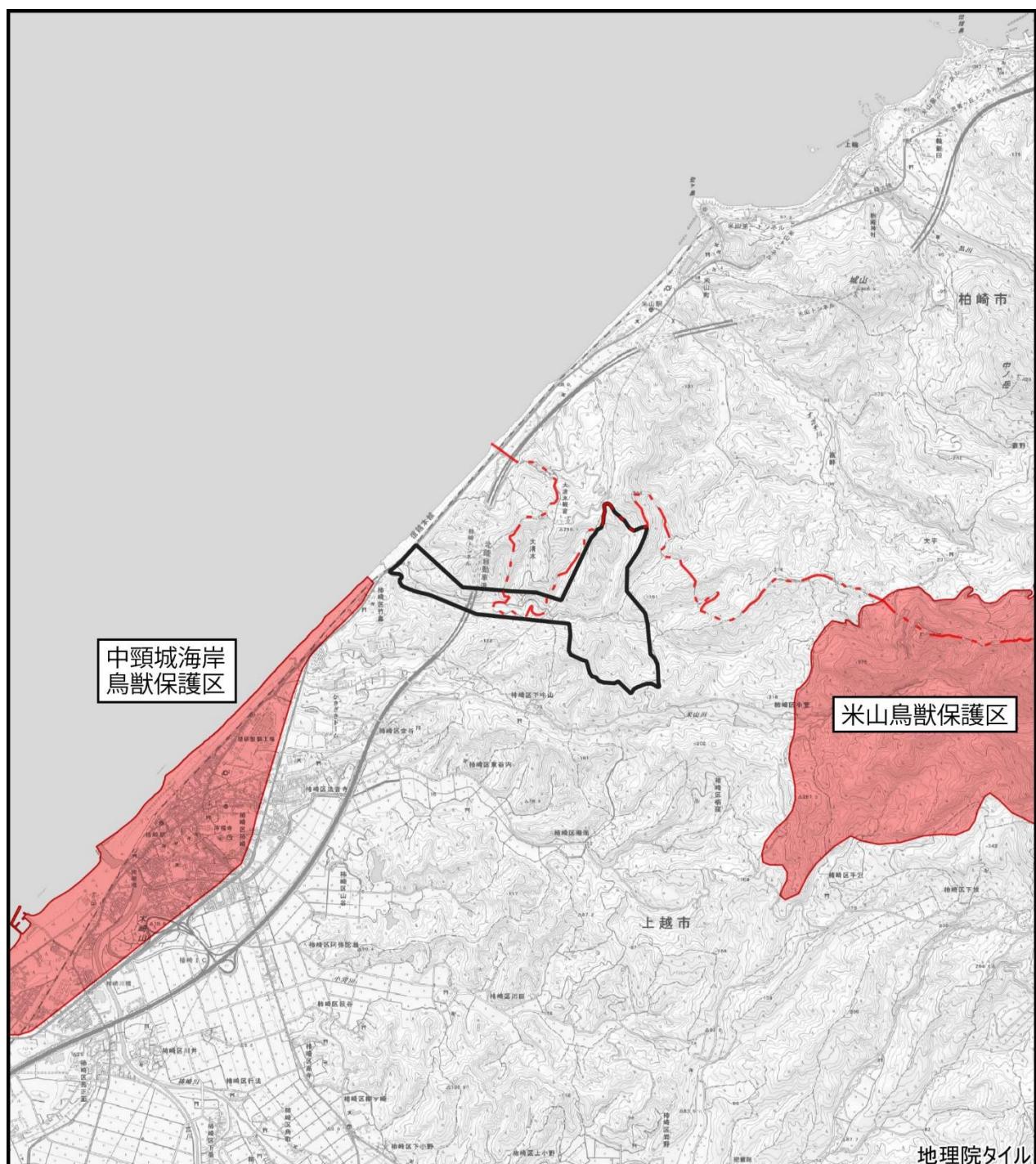
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年、法律第 88 号）に基づき、鳥獣保護区、特定猟具使用禁止区域、休猟区等が指定されている。

対象事業実施区域周辺における鳥獣保護区等の指定状況を表 3.2-38 及び図 3.2-14 に示す。対象事業実施区域では鳥獣保護区等は指定されておらず、最寄りの鳥獣保護区等は対象事業実施区域の南西約 0.2km に位置する中頸城海岸鳥獣保護区である。

表 3.2-38 対象事業実施区域周辺における鳥獣保護区の指定状況

区分	名称(区分)	面積(ha)	存続期間
鳥獣保護区	米山	2,336	令和 4.11.1～24.10.31
	中頸城海岸	2,468	令和 4.11.1～14.10.31

出典：新潟県鳥獣保護区等位置図（新潟県、令和 4 年度）



## 凡 例

: 鳥獣保護区

図 3.2-14 鳥獣保護区等の指定状況

出典：新潟県鳥獣保護区等位置図（令和4年度、新潟県）

対象事業実施区域

— 市境



0 500 1000 1500 2000 m

1:50,000

#### 4) 文化財保護法による状況

対象事業実施区域周辺における指定文化財及び埋蔵文化財の状況を表 3.2-39 (1) ~ (2) 及び図 3.2-15 に示す。対象事業実施区域では文化財は指定されておらず、最寄りの文化財は対象事業実施区域の西約 0.3km に位置するハマナス群生地（天然記念物）である。

表 3.2-39(1) 対象事業実施区域周辺の指定・登録文化財

番号	区分	名称	種別	指定年月日	所在地
1	国指定文化財	大泉寺観音堂・附肘木	建造物	明治39. 4. 14	柏崎市大清水
2	県指定文化財	飯綱社本殿	建造物	昭和27. 12. 10	柏崎市大清水
3	県指定文化財	銅造千手観音菩薩坐像	彫刻	平成20. 3. 25	柏崎市大清水
4	柏崎市指定文化財	大泉寺仁王門	建造物	昭和6. 9. 1	柏崎市大清水
5	柏崎市指定文化財	大泉寺木喰上人木額	彫刻	昭和50. 7. 1	柏崎市大清水
6	上越市指定文化財	ハマナス群生地	天然記念物	平成19. 6. 1	上越市竹鼻海岸、出羽海岸

注) 表中の番号は図 3.2-15に対応する。

出典：柏崎市の文化財一覧（柏崎市、2021年）

上越市の指定文化財一覧（上越市、2023年）

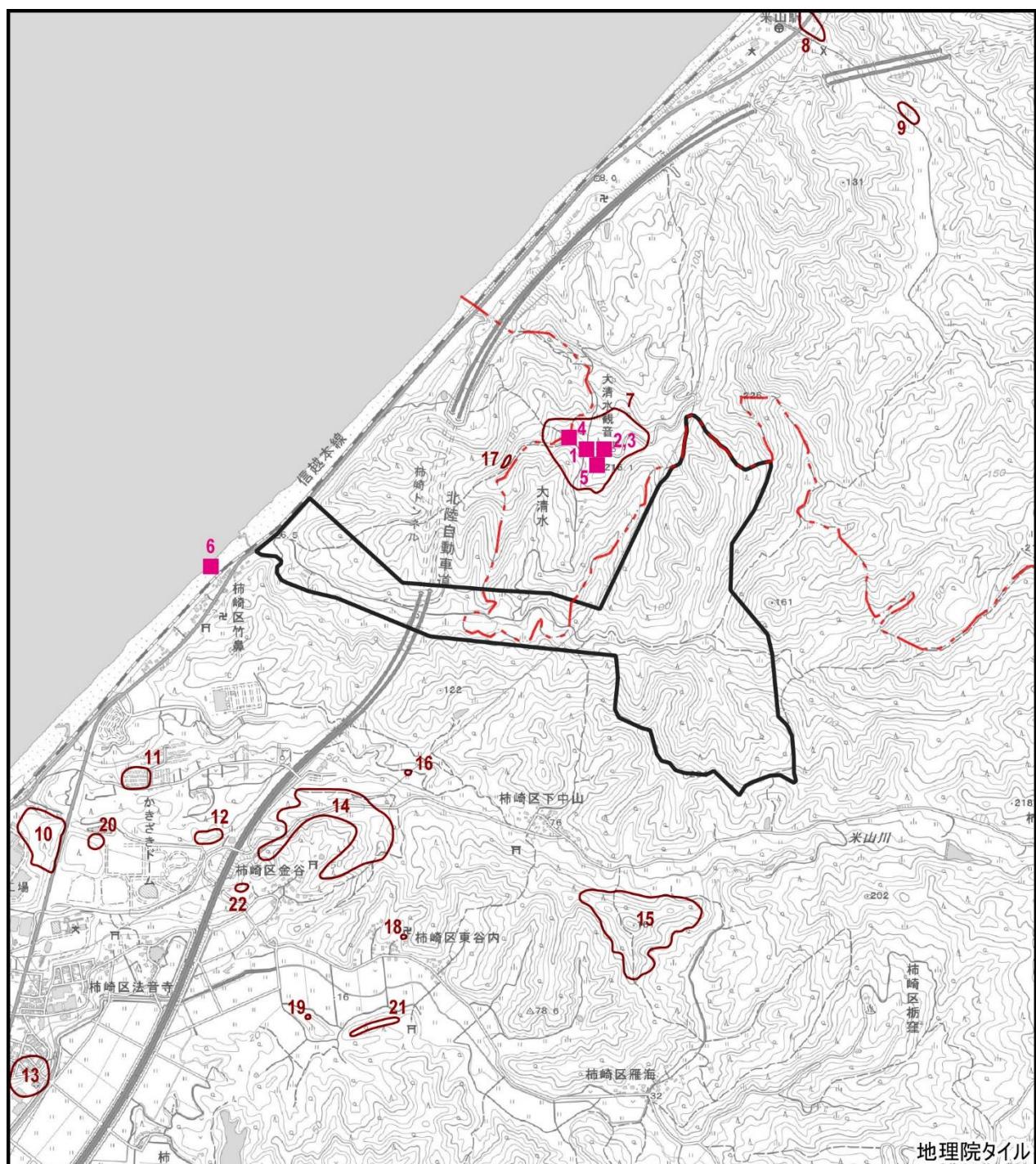
表 3.2-39(2) 対象事業実施区域周辺の指定の埋蔵文化財

番号	区分	種別	名称	所在地
7	埋蔵文化財	城館跡	大清水城跡	柏崎市大清水字北谷・前谷
8	(柏崎市)	遺物包含地	五反田	柏崎市米山町字五反田・浜田
9		遺物包含地	ヒン沢	柏崎市米山町字カチコロビ
10	埋蔵文化財	遺物包含地	鍋屋町	上越市柿崎区柿崎字鍋屋町
11	(上越市)	遺物包含地	車地	上越市柿崎区柿崎字車地
12		散布地	外ヶ沢	上越市柿崎区金谷字外ヶ沢
13		遺物包含地	柿崎大久保	上越市柿崎区柿崎字大久保
14		塚	金谷塚	上越市柿崎区金谷字車地
15		城館跡	雁海城跡	上越市柿崎区柿崎字城山
16		散布地	下中山	上越市柿崎区下中山
17		塚	竹鼻前田1号塚 竹鼻前田2号塚 竹鼻前田3号塚 竹鼻前田4号塚 竹鼻前田5号塚	上越市柿崎区竹鼻字前田
18		石塔	光伝寺石造物群	上越市柿崎区東谷地字下谷地
19		塚	東谷地山田塚	上越市柿崎区東谷地字山田
20		散布地	外ヶ沢B	上越市柿崎区柿崎字鍋屋町
21		塚	走下りの塚群	上越市柿崎区東谷地字字走下り

注) 表中の番号は図 3.2-15に対応する。

出典：柏崎市埋蔵文化財包蔵地一覧表（新潟県、2022年）

上越市埋蔵文化財包蔵地一覧表（新潟県、2022年）



## 凡 例

■ : 指定文化財

○ : 埋蔵文化財

図中の番号は表 3.2-39(1)～(2)に対応する

出典：柏崎市の文化財一覧（柏崎市、2021年）

上越市の指定文化財一覧（上越市、2023年）

柏崎市遺跡分布地図（新潟県、2022年）

上越市遺跡分布地図（新潟県、2022年）



対象事業実施区域



図 3.2-15 文化財等の分布状況



0 250 500 750 1,000 m

1:25,000

### (3) 国土防災関連法令

#### 1) 森林法

森林法（昭和 26 年、法律第 249 号）に基づき、保安林が指定されている。対象事業実施区域周辺における指定状況を図 3.2-16 に示す。対象事業実施区域では保安林は指定されておらず、最寄りの保安林は対象事業実施区域の中央部から北に約 0.2km に位置している。

#### 2) 砂防法

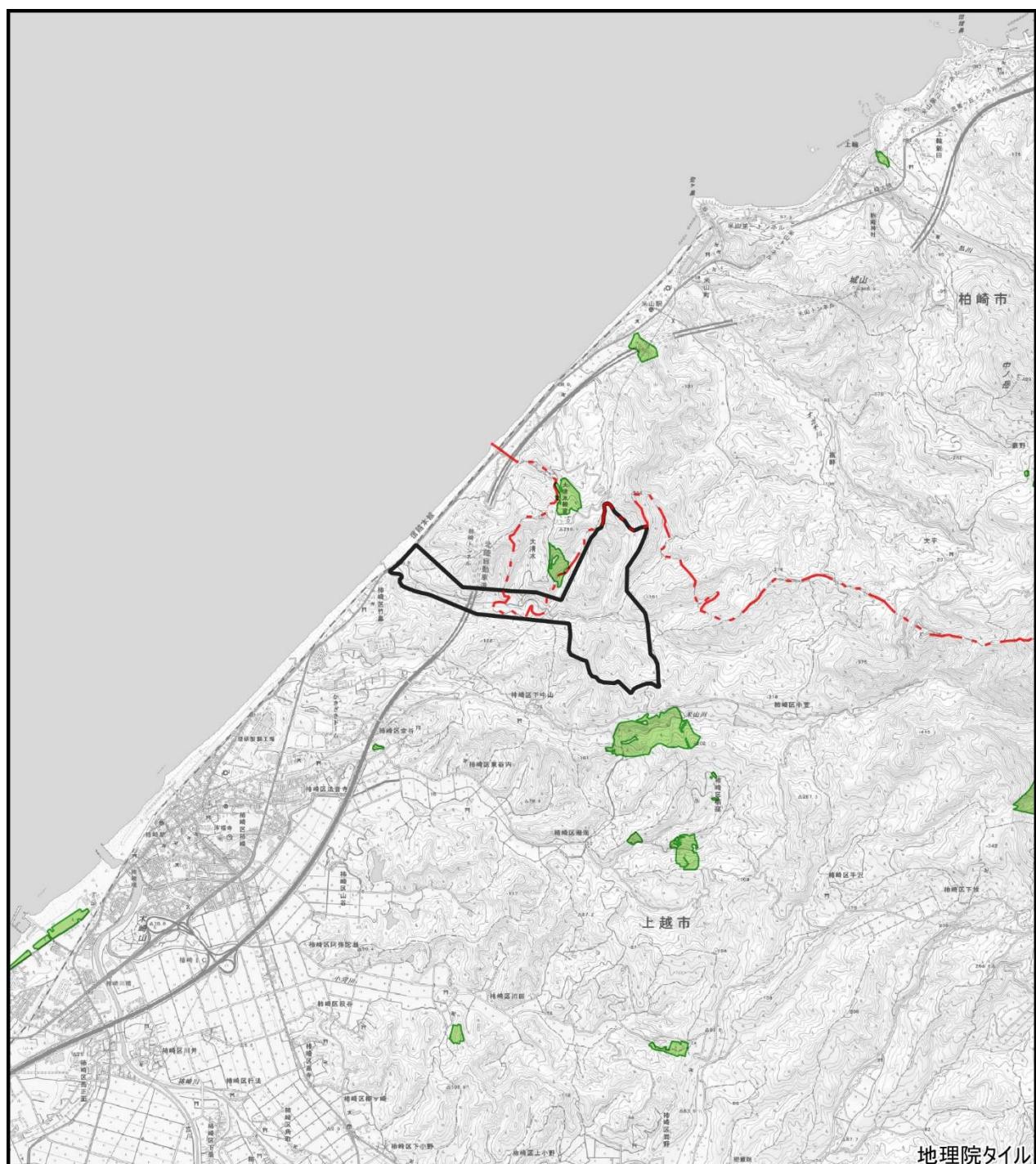
砂防法（明治 30 年、法律第 29 号）に基づき、砂防指定地が指定されている。対象事業実施区域周辺における指定状況を図 3.2-17 に示す。対象事業実施区域では砂防指定地は無く、最寄りの指定地は対象事業実施区域の北東約 2.1km に位置している。

#### 3) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年、法律第 57 号）に基づき、急傾斜地崩壊危険区域が指定されている。対象事業実施区域周辺における指定状況を図 3.2-17 に示す。対象事業実施区域では急傾斜地崩壊危険区域は指定されておらず、最寄りの危険区域は対象事業実施区域から南に約 1.3km に位置している。

#### 4) 地すべり等防止法

地すべり等防止法（昭和 33 年、法律第 30 号）に基づき、地すべり防止区域が指定されている。対象事業実施区域周辺における指定状況を図 3.2-18 に示す。対象事業実施区域では地すべり防止区域は指定されておらず、最寄りの指定区域は対象事業実施区域の東部から西に約 0.1km の位置にある農村振興局指定地すべり防止区域である。



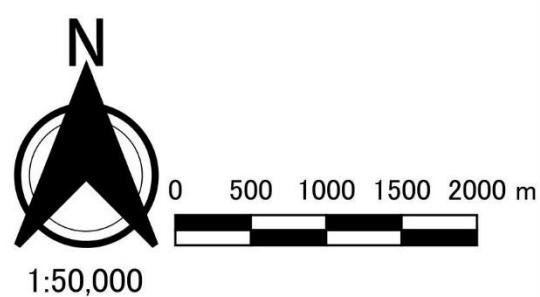
## 凡 例

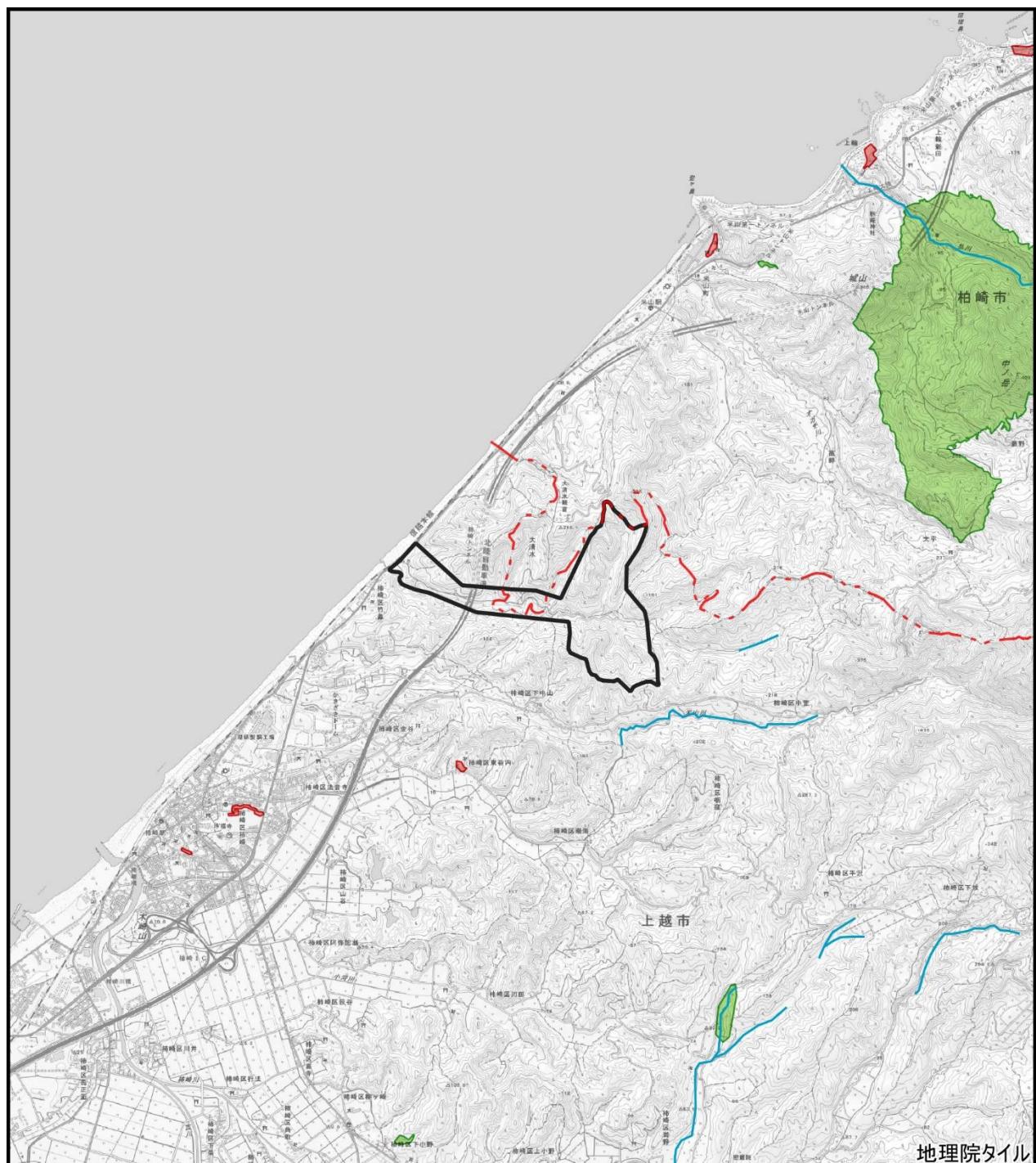
■ : 保安林

図 3.2-16 保安林の指定状況

出典：土地利用調整総合支援ネットワークシステム  
(平成 27 年度、国土交通省)

○ 対象事業実施区域      — - - 市境





## 凡 例

- : 砂防指定地
- : 砂防指定河川
- : 急傾斜地崩壊危険区域

出典：上越地域振興局地域整備部管内図（令和5年、新潟県）  
柏崎地域振興局地域整備部管内図（令和3年、新潟県）



対象事業実施区域

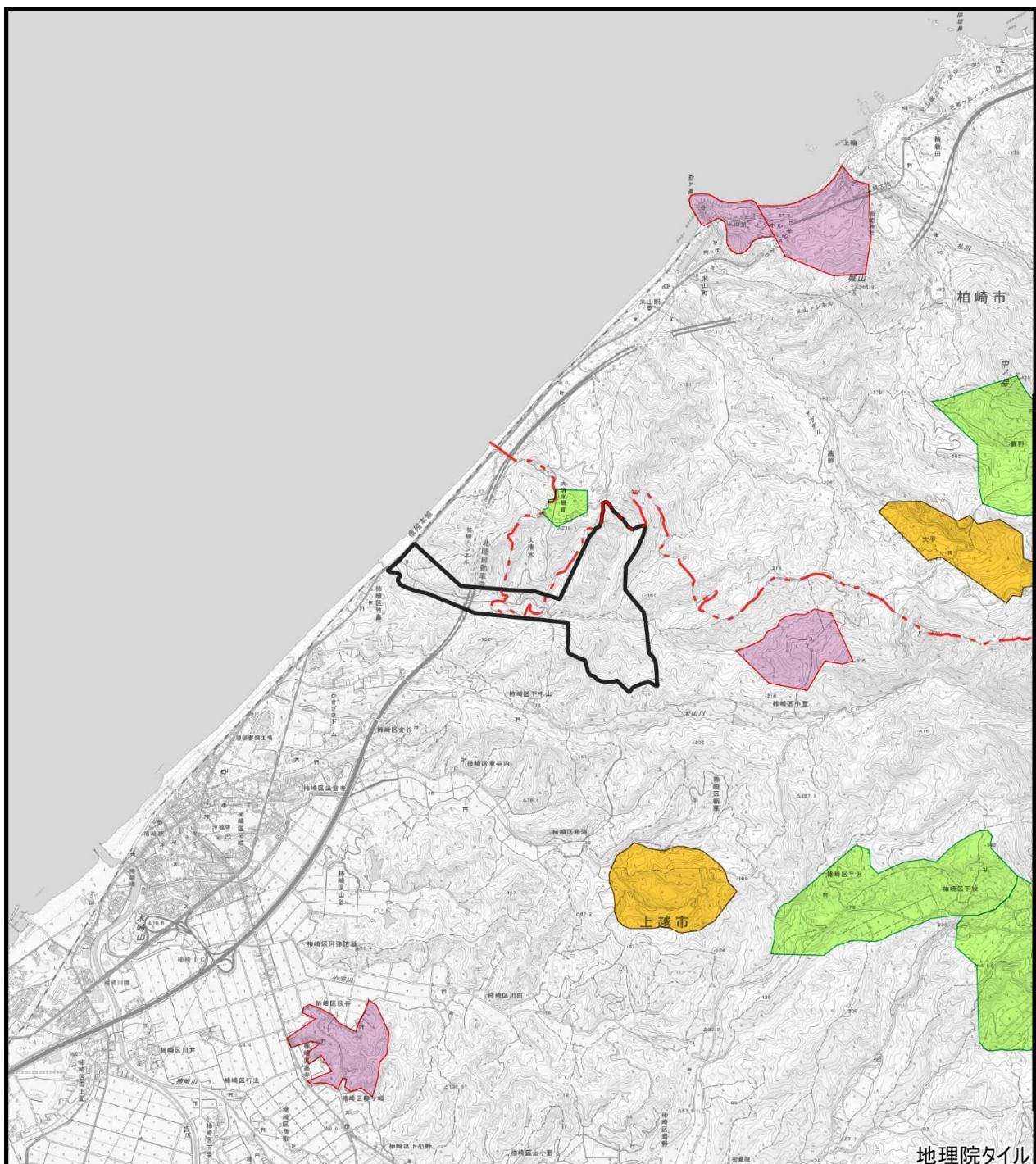
— - 市境

図 3.2-17  
砂防指定地及び  
急傾斜地崩壊危険区域の指定状況



0 500 1000 1500 2000 m

1:50,000



地理院タイル

## 凡 例

- : 国土交通省指定地すべり防止区域
- : 農村振興局指定地すべり防止区域
- : 林野庁指定地すべり防止区域

出典：上越地域振興局地域整備部管内図（令和5年、新潟県）  
柏崎地域振興局地域整備部管内図（令和3年、新潟県）



対象事業実施区域

— 市境

図 3.2-18

地すべり防止区域の指定状況



0 500 1000 1500 2000 m

1:50,000